

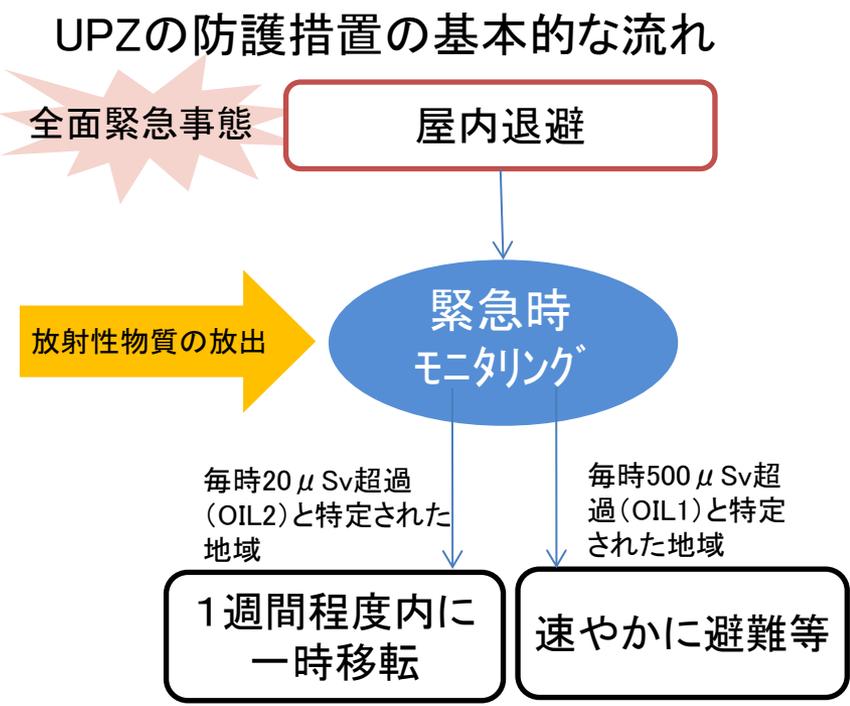
6. UPZにおける対応

<対応のポイント>

1. 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民（避難行動要支援者を含む。）は屋内退避を開始するため、これを円滑に実施できる体制が必要。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が基準値を超える地域を特定し、当該地域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。一時移転等の対象地域以外は、国の原子力災害対策本部の指示があるまで屋内退避を継続。

UPZにおける防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、UPZ内住民は屋内退避を開始する。
- 万が一放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果により、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える地域を特定する。毎時500 μ Sv超過の地域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は速やかに避難等(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)を行う(OIL1)。また、毎時20 μ Sv超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時20 μ Sv超過している地域を特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う(OIL2)。



※1 屋内退避中は原則として屋内に留まることになるが、屋内退避中の生活の維持に最低限必要な一時的な外出はできる。
※2 屋内退避は、主にプルームからの被ばくの低減を目的とする防護措置であるため、原子炉施設から新たなプルームが到来する可能性がないこと、かつ、既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、解除することとなる。
※3 屋内退避中の生活の維持が困難な場合等には、国が地方公共団体と緊密な連携を行いながら、避難への切替えを判断し、指示する。

屋内退避中の一時的な外出等

【住民が自らの生活を維持するための外出】

- 住民等は、屋内退避の指示が出ている間も、生活の維持に最低限必要な一時的な外出をすることは可能。
- 放射性物質の放出の可能性が高まり、国が外出を控える旨の注意喚起を行った際には、速やかに屋内退避できるようにすることが重要。
- 外出時に防護装備等の特別な対策は不要。

住民が自らの生活を維持するための外出の例



①物資の調達

- 避難所で支給される物資の受取り
- 小売店での物資の購入



②家屋の維持等

- 台風襲来時の家屋補強



③緊急の医療を受ける

- 透析治療や重篤な病気のための医療機関の外来受診
- 処方された医薬品の受け取り



④動物の世話

- 外飼いのペットや家畜等の給餌

【屋内退避中の生活を支える民間事業者等の活動】

- 緊急事態応急対策に従事する者は、必要に応じ、屋外での活動が可能。当該従事者の所属組織は、防護装備の携行・装着、被ばく線量管理及び健康管理を実施。
- 鹿児島県は、UPZ及びUPZ外の医療機関と協力し、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、拠点となる原子力災害拠点病院を中心として医療活動を実施。施設入所者に対する介護、在宅の避難行動要支援者に対する支援等は継続(62、63、66、125ページ)。
- 屋内退避指示中も屋内での活動は制限されず、また、屋内退避中の住民の生活を支える上で有益な活動実施のために必要な一時的な外出(従業員の出退勤、必要な商品の搬入等)は可能。
- 屋内退避が長期化した場合等必要と認める場合は、状況に応じ、食料品、医薬品等の生活物資の小売業者に営業を呼びかけ。

一時移転等に備えた関係者の対応

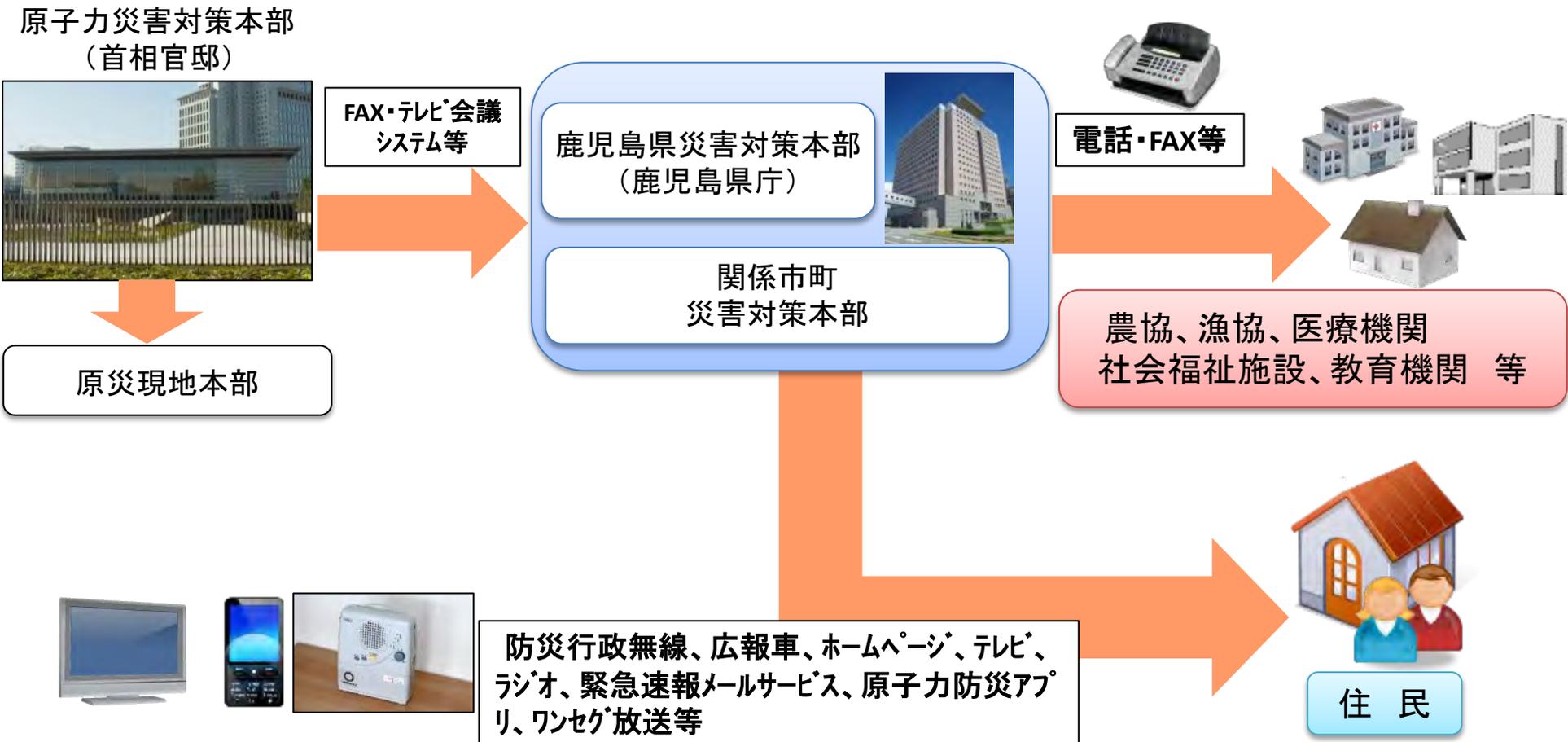
- 鹿児島県及び関係市町は、警戒事態で災害対策本部を設置。
- 鹿児島県は、全面緊急事態になった時点で、住民の一時移転等に備え、鹿児島県内のバス会社に「災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」※に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 関係市町は、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。



※ 鹿児島県と公益社団法人鹿児島県バス協会（協力事業者26社）が、平成27年6月26日に締結

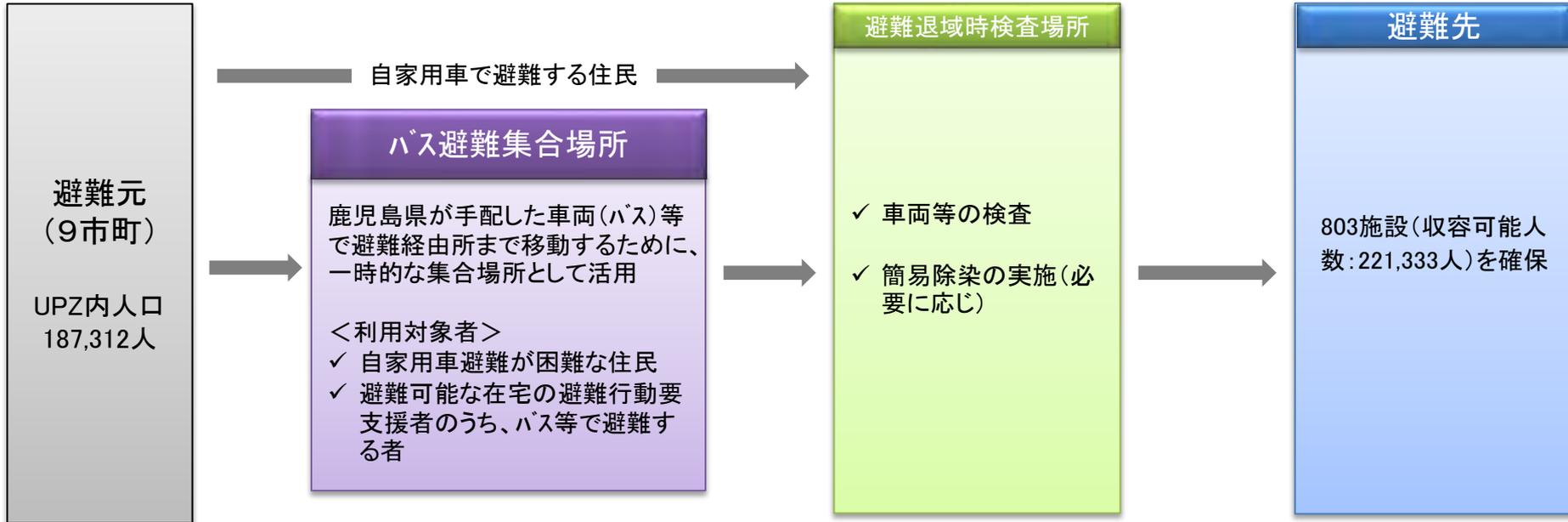
一時移転等を行う際の情報伝達

- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、鹿児島県及び関係市町に対し、テレビ会議システム等を用いて伝達。
- 鹿児島県及び関係市町から、住民、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、原子力防災アプリ、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。



UPZ内住民の一時移転等①

- ▶ 住民を安全かつ円滑に一時移転等※させるため、国の原子力災害対策本部、鹿児島県及び関係市町が、実施に係る実務(避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など)の調整を行う。
- ▶ 九州電力(株)は、避難退域時検査場所への要員派遣により、UPZ内住民の一時移転等を支援する。
- ▶ UPZ関係市町の避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- ▶ なお、緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況等、何らかの理由で予定していた避難先が使用できない場合には、鹿児島県は県内市町村等と、他の避難先の調整を行う。
- ▶ また、鹿児島県内において避難先施設が確保できない場合には、国、全国知事会、災害時応援協定を締結している関係地方公共団体等と調整を行う。
- ▶ UPZにおいて、道路等が通行不能な場合の復旧策や避難経路の確保等の対応は「4. PAZの施設敷地緊急事態における対応」のとおり。



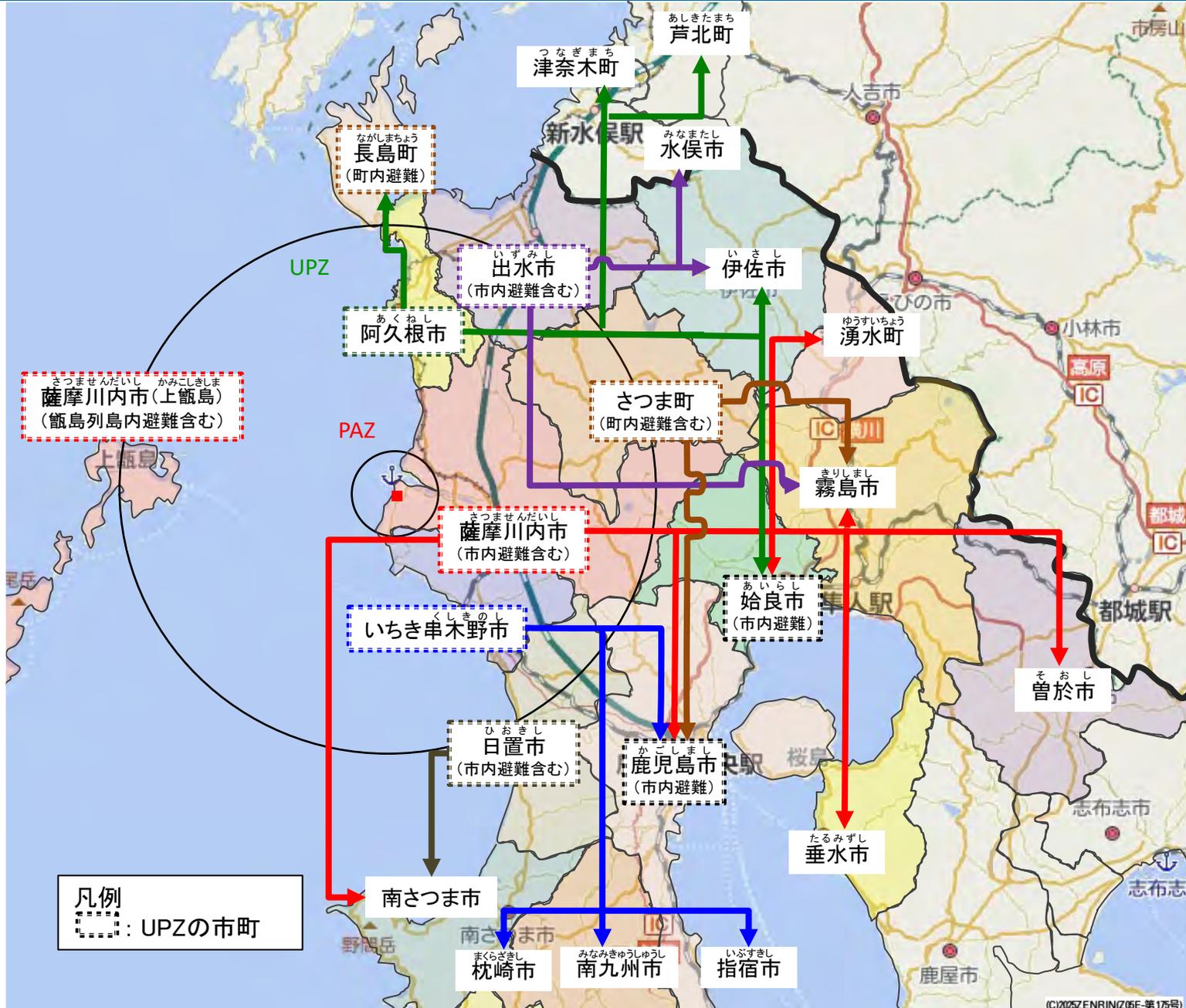
※ 一時移転等に伴い屋外に出る際には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

UPZ内住民の一時移転等②

避難元市町	避難先市町
薩摩川内市(83,134人)	鹿児島市(47,021人)、霧島市(12,449人)、始良市(11,005人)、湧水町(1,693人)、垂水市(1,787人)、曾於市(10,646人)、南さつま市(10,336人)、薩摩川内市内(2,202人) 計97,139人
いちき串木野市(25,551人)	鹿児島市(1,829人)、枕崎市(4,769人)、指宿市(14,405人)、南九州市(8,666人) 計29,669人
阿久根市(18,006人)	長島町(3,110人)、始良市(7,450人)、伊佐市(5,153人)、芦北町(熊本県)(2,883人)、津奈木町(熊本県)(1,207人) 計19,803人
鹿児島市(685人)	鹿児島市内(3,363人) 計3,363人
出水市(20,545人)	伊佐市(5,530人)、霧島市(7,980人)、水俣市(熊本県)(6,645人)、出水市内(4,380人) 計24,535人
日置市(24,924人)	南さつま市(11,956人)、日置市内(14,952人) 計26,908人
始良市(2人)	始良市内(358人) 計358人
さつま町(13,717人)	鹿児島市(11,335人)、霧島市(5,267人)、さつま町内(1,794人) 計18,396人
長島町(748人)	長島町内(1,520人) 計1,520人
合計(187,312人)	221,333人(※)

※ 薩摩川内市及び阿久根市の避難先である始良市の施設の受入可能人数が、始良市民の市内避難受入可能人数358人と重複しているため、これを除いたもの。

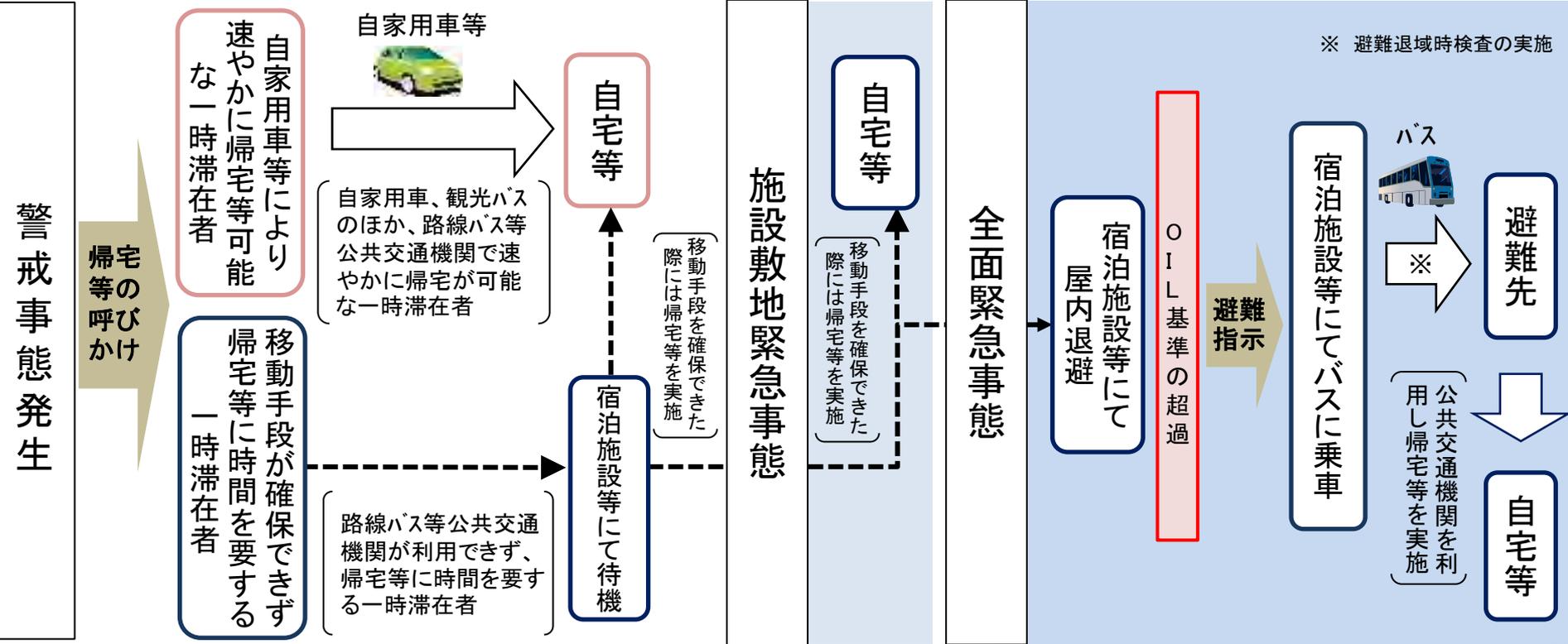
UPZ内住民の一時移転等③



UPZ内の観光客等一時滞在者の避難等

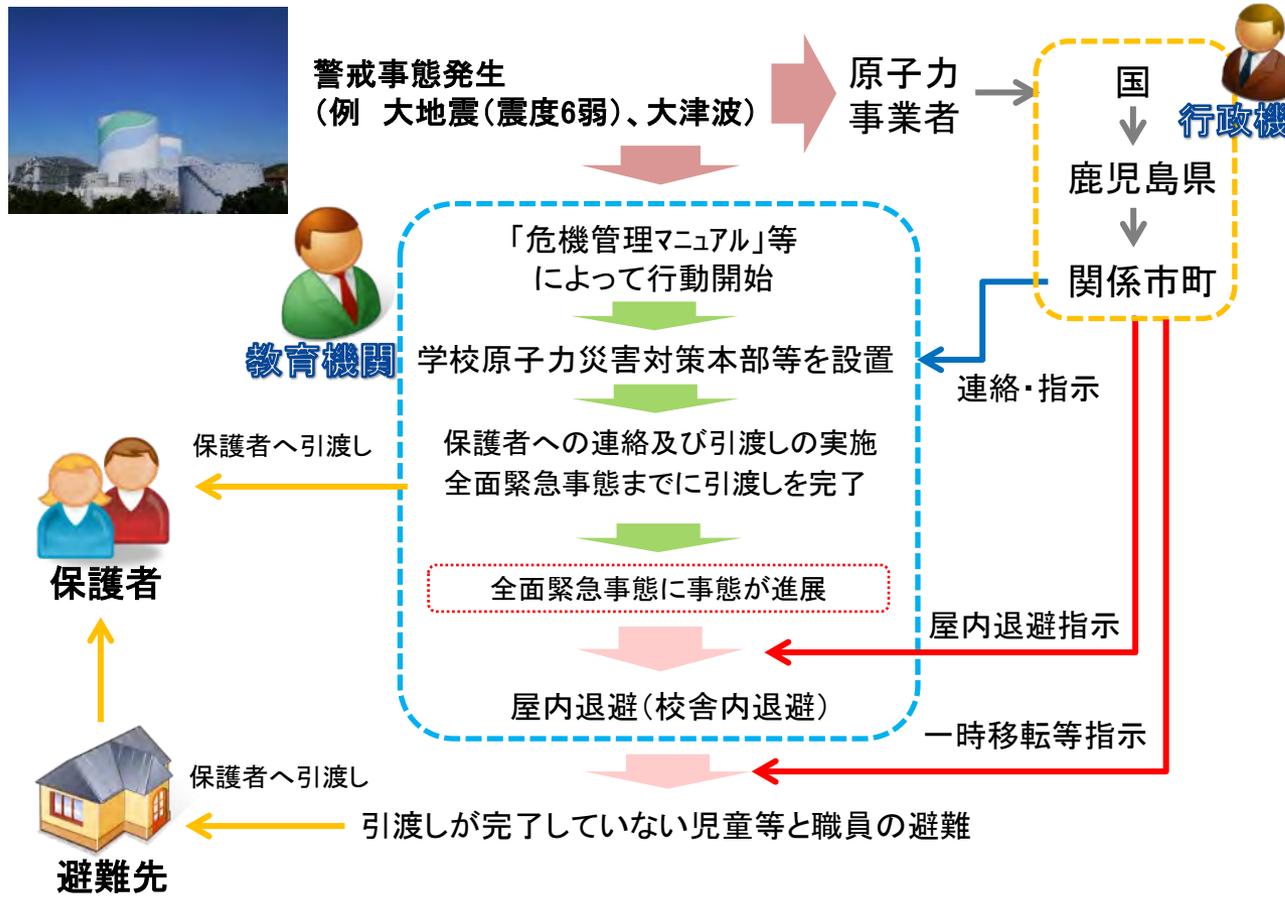
- 鹿児島県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設や公共施設等にて待機。その後、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
- 全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設や公共施設等において屋内退避を実施し、その後、OIL基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、宿泊施設や公共施設等にて鹿児島県及び関係市町が確保した車両で一時移転等を実施。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>



UPZの学校・保育所等の防護措置

- 鹿児島県では、警戒事態発生時に、UPZに位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする学校原子力災害対策本部等を設置する。
- 学校原子力災害対策本部等は関係市町災害対策本部や関係市町教育委員会等の指示により、警戒事態において学校の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、全面緊急事態までに児童等の保護者への引渡し又は生徒等の帰宅を実施。
- 引渡しが完了していない児童等は、全面緊急事態になった時点で屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、関係市町災害対策本部から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者へ引き渡す。



UPZ の教育機関数

	教育機関数	児童・生徒数 (人)
保育所・幼稚園等	99	5,726
小学校等	50	9,875
中学校	24	5,252
高等学校	13	5,628
特別支援学校	1	254
専修学校	2	421
職業能力開発校	2	79
合計	191	27,235

※児童・生徒数は基本的に令和7年4月1日現在。

UPZの医療機関・社会福祉施設の避難先（5～10km）

- 鹿児島県では、川内原子力発電所から半径5～10km圏にある全ての医療機関、社会福祉施設（13施設526人）について、PAZと同様、施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、鹿児島県が受入先を調整。

5～10km圏内施設と避難先

令和7年4月1日時点の概数

避難元施設			避難先施設		
番号	施設種別	病床数・入所定員	施設種別	所在地(施設数)	受入可能人数(人)
1	有床診療所	19	病院	伊佐市(1)	160
2	特別養護老人ホーム	75	特別養護老人ホーム	鹿児島市(1) 始良市(1)	170
3	特別養護老人ホーム	70	特別養護老人ホーム	さつま町(1) 伊佐市(1)	200
4	介護老人保健施設	70	介護老人保健施設	鹿児島市(2)	213
5	介護老人保健施設	70	介護老人保健施設	鹿児島市(2)	172
6	有料老人ホーム	30	特別養護老人ホーム	湧水町(1) 始良市(1)	180
7	有料老人ホーム	40	特別養護老人ホーム	始良市(2)	145
8	有料老人ホーム	11	特別養護老人ホーム	日置市(1)	30
9	有料老人ホーム	12	特別養護老人ホーム	日置市(1)	29
10	障害者入所施設	46	障害者支援施設	南さつま市(1)	205
11	障害者グループホーム	7	障害者支援施設	南九州市(1)	32
12	障害者入所施設	52	障害者支援施設	鹿児島市(2) 始良市(1)	160
13	住宅型有料老人ホーム	24	特別養護老人ホーム	出水市(2)	80
合計		526	合計	22施設	1,776

UPZの医療機関・社会福祉施設の避難先（10～30km）

- 国の原子力災害対策本部から、一時移転等の指示が出た地域で10～30km圏にある医療機関、社会福祉施設(248施設10,437人)については、鹿児島県の調整により、避難先を確保。
- 鹿児島県は、一時移転等の指示が出た場合には、あらかじめ用意した避難先候補施設が登録された「原子力防災・避難施設等調整システム」により、避難先を選定。

避難元施設(10～30km圏内)

施設区分		施設数 (施設)	入所定員 (人)
医療機関(病院・有床診療所)		69	4,003
社会福祉施設	介護保険施設等	130	4,989
	障害福祉サービス事業所等	44	1,238
	児童養護施設等	5	207
	小計	179	6,434
合計		248	10,437

受入先調整
(鹿児島県災害
対策本部)

避難先候補施設(30km圏外)

施設数 (施設)	入所定員 (人)
169	23,469
239	14,291
53	2,411
10	489
302	17,191
471	40,660

※ 令和7年4月1日現在の概数

受入先調整のためのシステム

- ▶ 鹿児島県では、一時移転等の防護措置が必要となった場合に備え、あらかじめ選定した避難先が使用できなくなった場合の避難先や医療機関、社会福祉施設等の受入先を迅速に調整するため「原子力災害時住民避難支援・円滑化システム」内に、「原子力防災・避難施設等調整システム」を整備。
- ▶ 同システムは、避難先調整の際に必要な施設の情報をあらかじめ登録し、緊急時において避難先を迅速に調整。

避難元の情報

< PAZ・UPZ >

避難元



- ・自治会単位の人口・世帯数
- ・所在地
- ・原発からの距離、方角

医療機関



- ・病床数 ・所在地
- ・原発からの距離、方角

社会福祉施設



- ・施設種別 ・入所定員 ・所在地
- ・原発からの距離、方角

避難先の情報

< UPZ外 > (※)

避難先



- ・収容人数 ・所在地
- ・原発からの距離、方角

医療機関

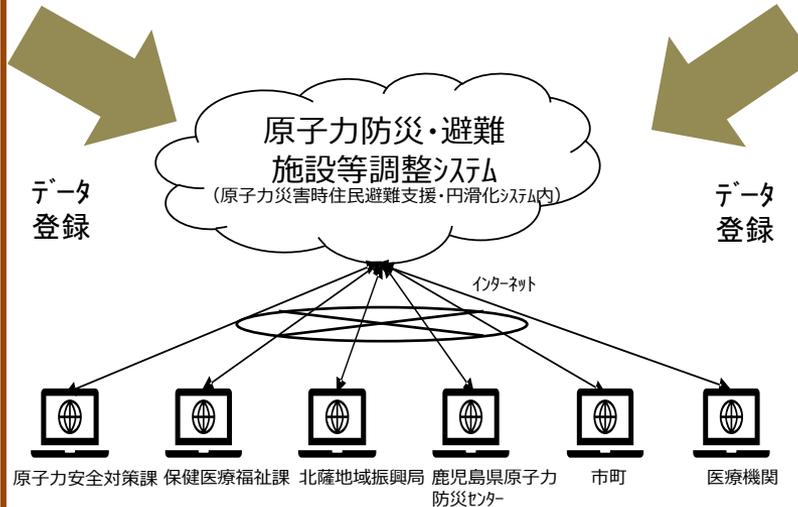


- ・病床数 ・所在地
- ・原発からの距離、方角

社会福祉施設



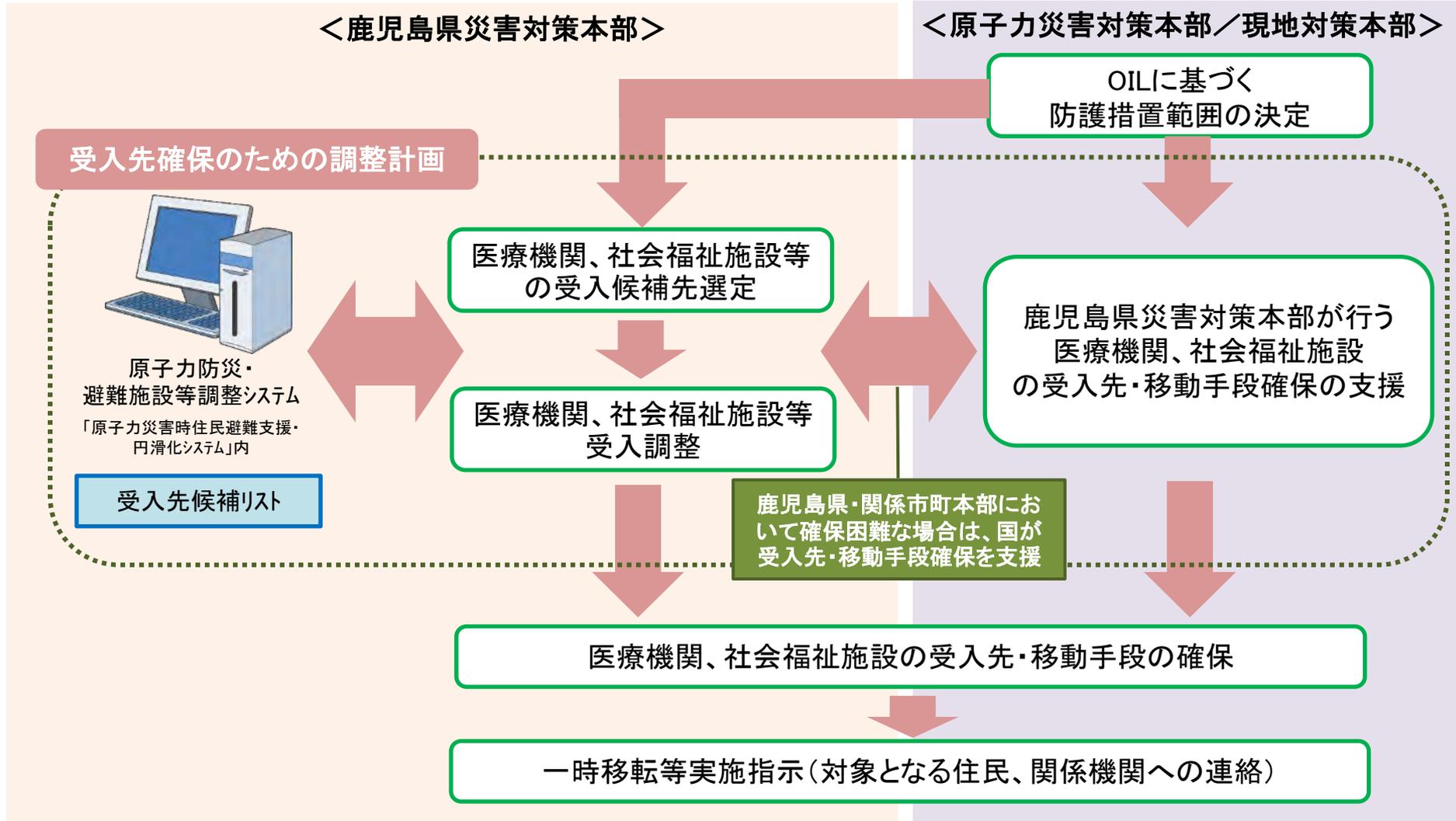
- ・施設種別 ・入所定員 ・所在地
- ・原発からの距離、方角



緊急時に避難先候補のリストを迅速に作成

医療機関・社会福祉施設の受入先確保のための調整計画

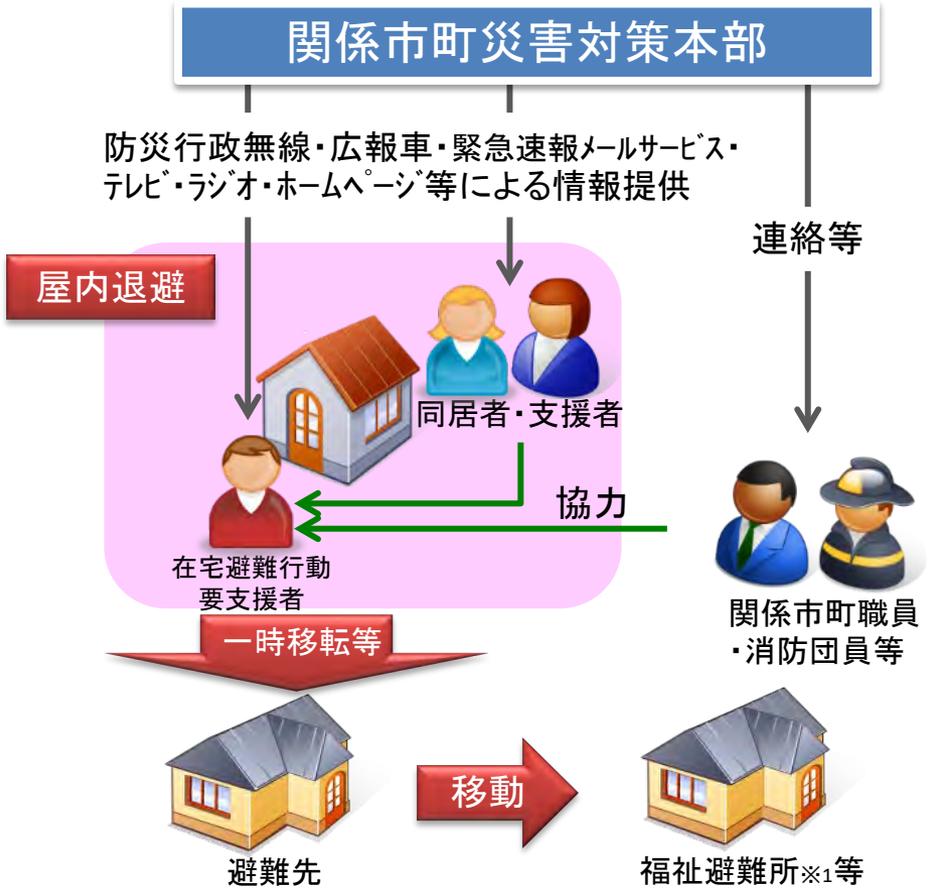
➤ 一時移転等の防護措置が必要になった場合、鹿児島県災害対策本部では「原子力災害時住民避難支援・円滑化システム」内の「原子力防災・避難施設等調整システム」を活用し、医療機関、社会福祉施設の受入候補先を選定するとともに、受入れに関する調整を実施。



※ 県において受入先や移動手段の確保が困難な場合は、原子力災害現地対策本部等で、受入先や移動手段の確保を支援

UPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ、ホームページ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により避難可能な者について、一時移転等が必要となった際には、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、一般の避難先施設では、避難生活に困難が生じる在宅の避難行動要支援者は、鹿児島県災害対策本部において関係機関と調整し福祉避難所等へ移動する。



UPZ内の在宅の避難行動要支援者数

	5～30Km圏内
薩摩川内市 <small>さつませんだいし</small>	3,232 (1,867)
いちき串木野市 <small>くしきのし</small>	395 (394)
阿久根市 <small>あくねし</small>	560 (555)
鹿児島市 <small>かごしまし</small>	8 (5)
出水市 <small>いずみし</small>	1,271 (428)
日置市 <small>ひおきし</small>	606 (301)
始良市 <small>あいらし</small>	0 (0)
さつま町 <small>ちよう</small>	193 (187)
長島町 <small>ながしまちよう</small>	44 (31)
合計	6,309 (3,768)

※2 ()内は支援者有り
 ※3 人数は令和7年4月現在の概数
 ※4 支援者がいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者が確保できない場合においても、緊急時に消防団や自主防災組織等の避難支援等関係者と情報を共有し、避難支援等関係者による屋内退避・一時移転等の支援ができる体制を整備。

※1 県内福祉避難所数(UPZ):532施設

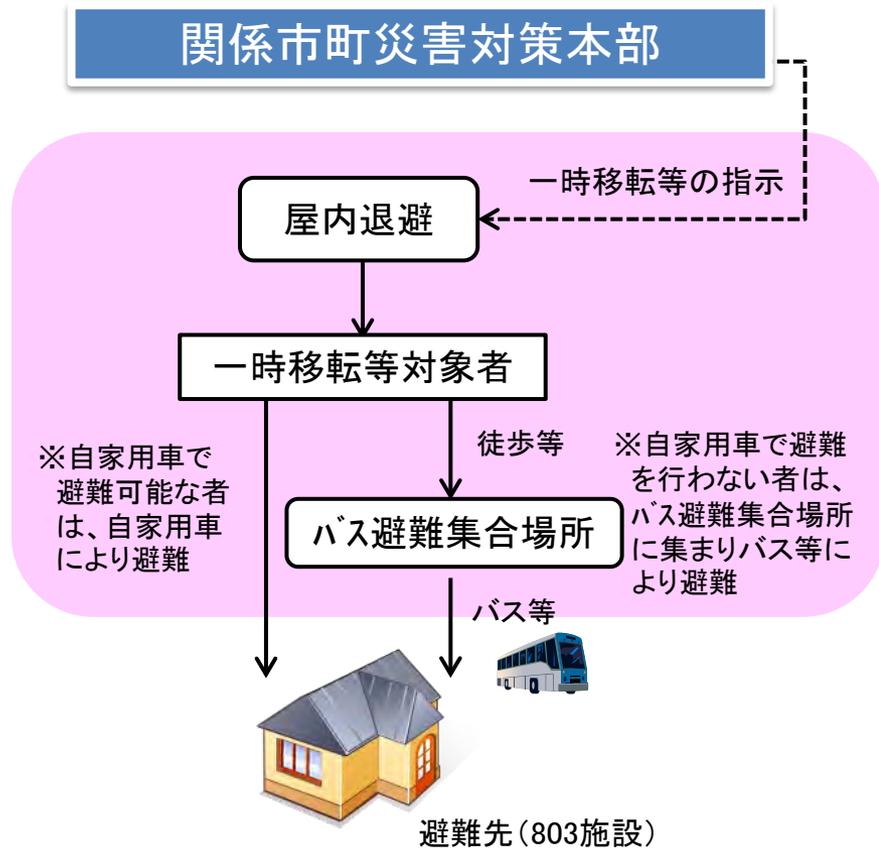
UPZ内の一般住民の防護措置

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える地域を特定し、当該地域の住民に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、当該地域の市町災害対策本部より、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、原子力防災アプリ、テレビ、ラジオ、ホームページ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 自家用車による避難が可能な住民は自家用車により避難。それ以外の住民は、県が確保するバス等により避難。

<UPZ市町の避難先>

※令和7年4月1日時点

市町名	避難先
薩摩川内市 83,134人	鹿児島市、霧島市、始良市、湧水町、垂水市、曾於市、南さつま市、薩摩川内市内
いちき串木野市 25,551人	鹿児島市、枕崎市、南九州市、指宿市
阿久根市 18,006人	長島町、始良市、伊佐市、熊本県芦北町、熊本県津奈木町
鹿児島市 685人	鹿児島市内
出水市 20,545人	伊佐市、霧島市、熊本県水俣市、出水市内
日置市 24,924人	南さつま市、日置市内
始良市 2人	始良市内
さつま町 13,717人	鹿児島市、霧島市、さつま町内
長島町 748人	長島町内



UPZから避難先施設までの主な経路 (薩摩川内市①)

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

避難元地区

- ①川内地区
- ②平佐西地区
- ③平佐東地区
- ④隈之城地区
- ⑤永利地区
- ⑥樋脇・倉野地区

【②、③、⑤地区の主な避難経路】
県道42号 → 国道328号 → 国道3号

【⑥地区の主な避難経路】
県道42号 → 国道328号 → 県道40号 → 県道16号 → 県道25号

【①、④地区の主な避難経路】
国道3号 → 南九州自動車道(薩摩川内都IC～鹿児島IC) → 九州自動車道(鹿児島IC → 鹿児島北IC) → 国道3号

- ### 避難先: 鹿児島市
- <①川内地区>
伊敷小学校、他11箇所
 - <②平佐西地区>
武岡小学校、他42箇所
 - <③平佐東地区>
皆与志小学校、他3箇所
 - <④隈之城地区>
真砂福祉館、他44箇所
 - <⑤永利地区>
鹿児島中央高校、他15箇所
 - <⑥樋脇・倉野地区>
吉田南中学校、他9箇所

UPZ
ひおきし
日置市総合体育館及び日置市中央公民館

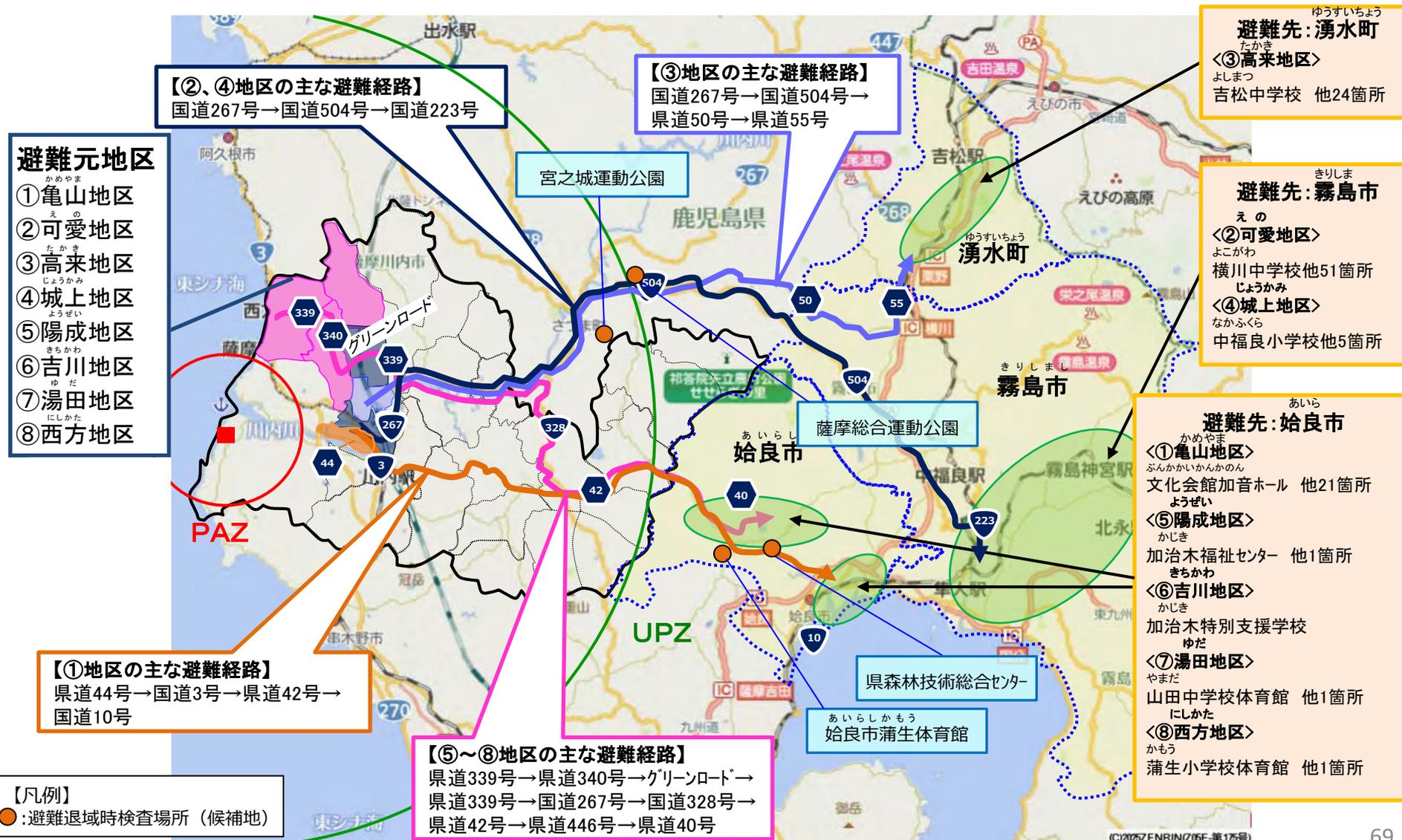
いじゅういん
伊集院総合運動公園

こおりやま
郡山総合運動場

【凡例】
●:避難退域時検査場所 (候補地)

UPZから避難先施設までの主な経路（薩摩川内市②）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



UPZから避難先施設までの主な経路（薩摩川内市③）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

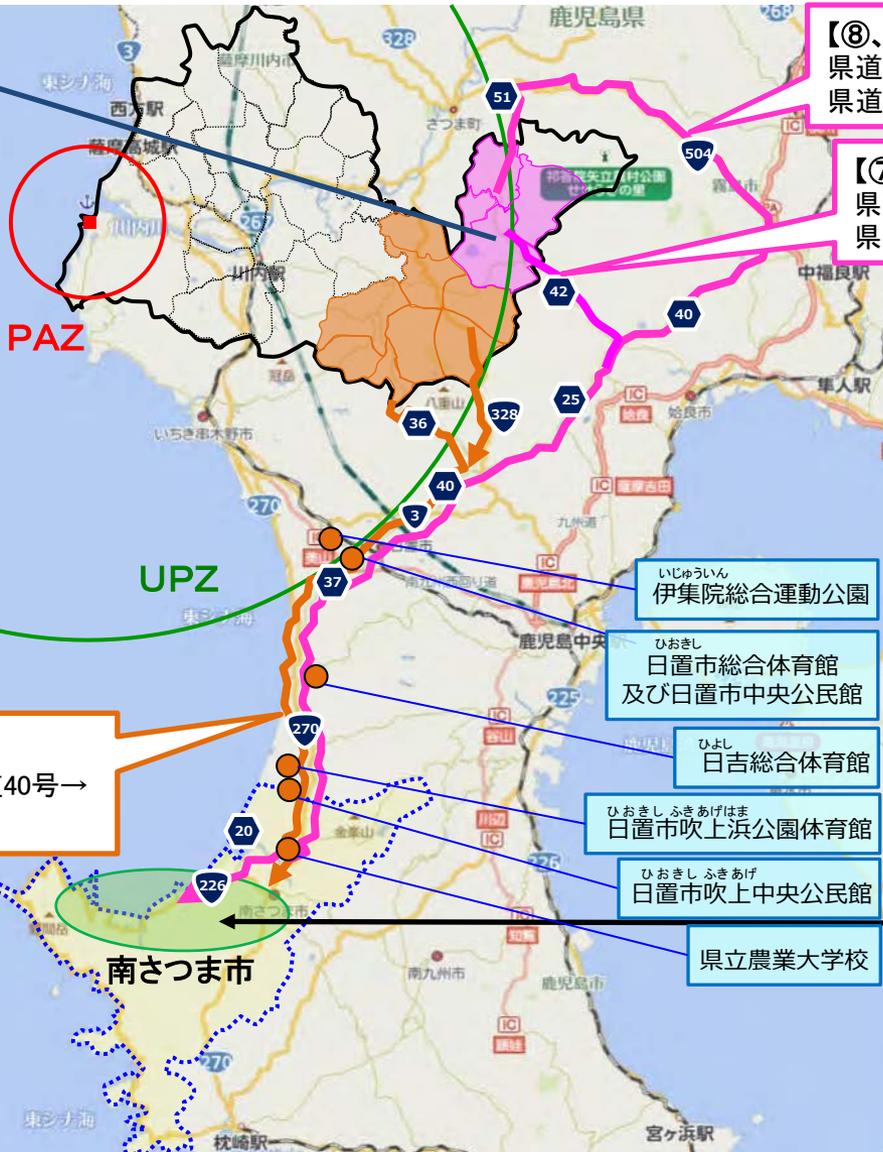


UPZから避難先施設までの主な経路（薩摩川内市④）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

避難元地区

- ①野下・藤本地区
- ②市比野地区
- ③副田地区
- ④清色・朝陽地区
- ⑤大馬越地区
- ⑥八重地区
- ⑦上手地区
- ⑧大村地区
- ⑨轟地区
- ⑩蘭牟田地区



【⑧、⑨の主な避難経路】
 県道51号→国道504号→県道40号→県道25号→
 県道40号→県道37号→国道270号

【⑦、⑩の主な避難経路】
 県道51号→県道42号→県道25号→県道40号→
 県道37号→国道270号

避難先：南さつま市

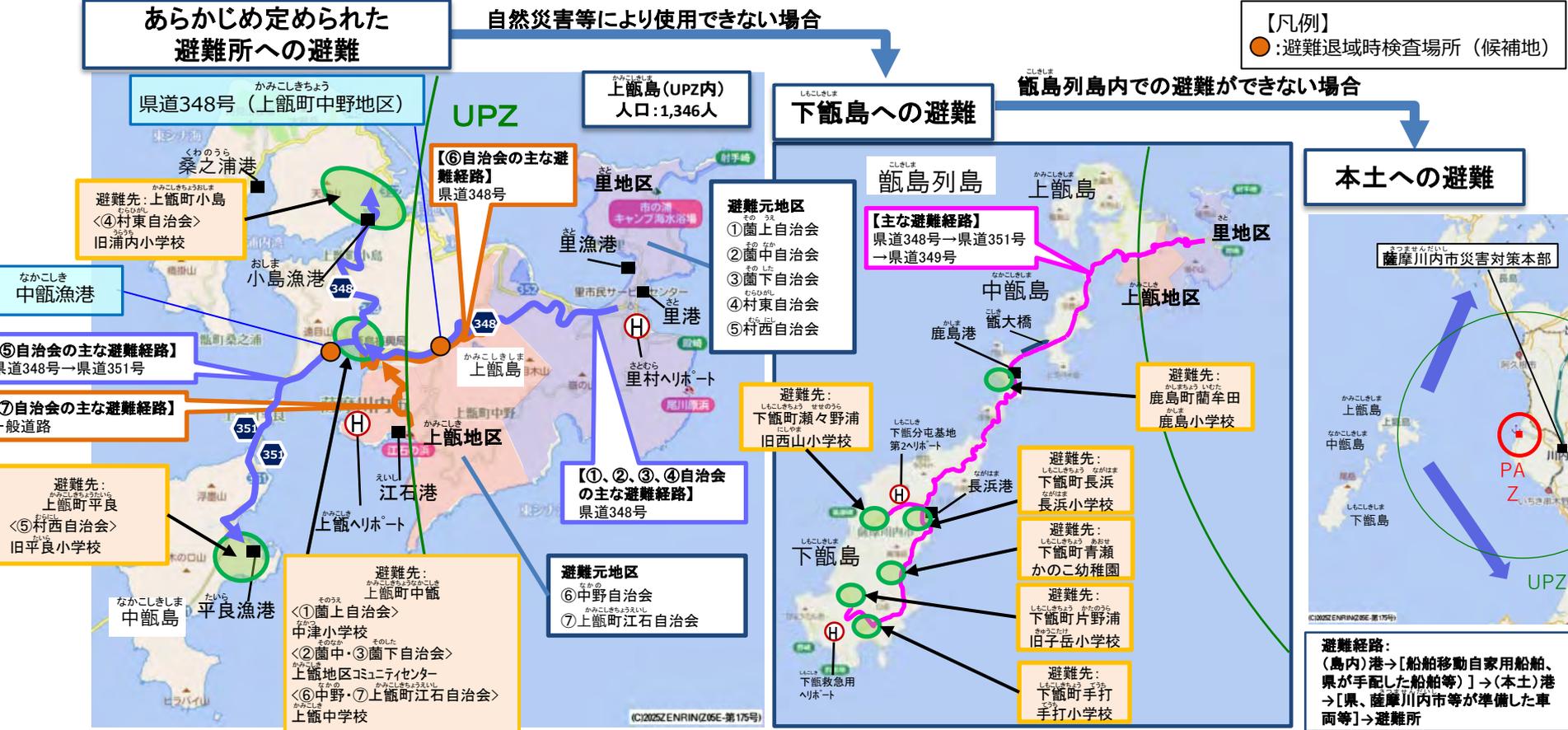
- <①野下・藤本地区>
ふれあいかせだ 他1箇所
- <②市比野地区>
金峰老人福祉センター 他7箇所
- <③副田地区>
内山田地区公民館 他4箇所
- <④清色・朝陽地区、⑤大馬越地区>
加世田運動公園体育館
- <⑥八重地区>
加世田中学校
- <⑦上手地区>
笠沙小学校
- <⑧大村地区>
笠沙保健センター 他1箇所
- <⑨轟地区>
大浦地区公民館
- <⑩蘭牟田地区>
大浦保健センター 他1箇所

【①～⑥の主な避難経路】
 (県道36号または国道328号)→県道40号→
 国道3号→県道37号→国道270号

【凡例】
 ●:避難退域時検査場所（候補地）

UPZから避難先施設までの主な経路（離島の防護措置）（薩摩川内市⑤）

- 上甑島のUPZ内の住民は、上甑島及び中甑島のあらかじめ定められた避難所へ避難を実施。地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 上甑島及び中甑島のあらかじめ定められた避難所が自然災害等により使用できない場合は、下甑島の避難所への避難を実施。
- 鹿児島県は、PAZの避難の実施に合わせ、UPZ外の島内住民に対しても、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。
- 万が一、甑島列島内での避難ができない場合に備え、鹿児島県は本土への避難の検討を行う。避難の際は、自家用の船舶の利用又は県が薩摩川内市からの依頼に基づき、第十管区海上保安本部、自衛隊、フェリー及び高速船の運航者等に要請し、手配した船舶等により避難を行う。本土の港への移動後は、県、薩摩川内市等が準備した車両等により避難を行う。



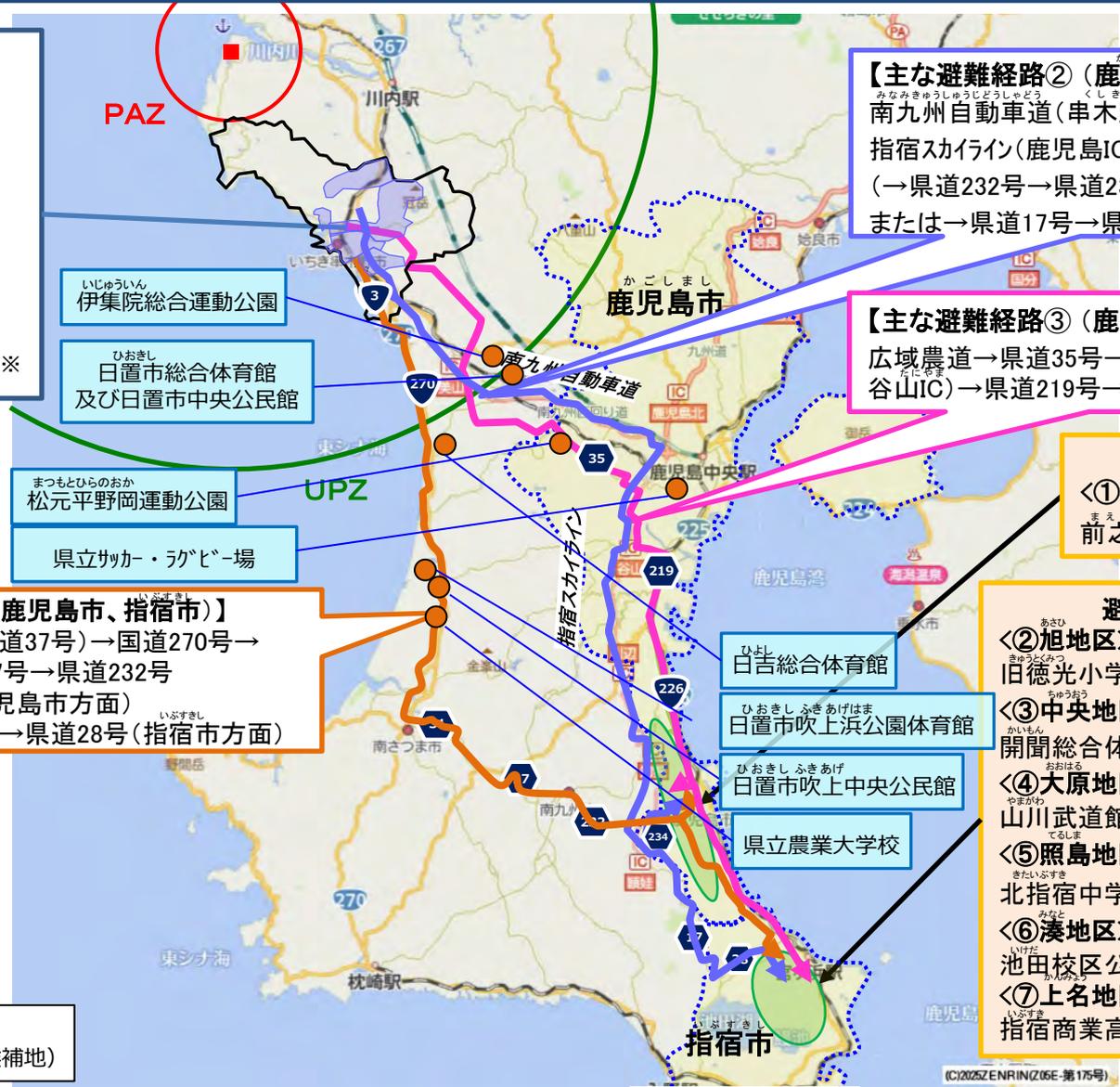
※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合は、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

UPZから避難先施設までの主な経路（いちき串木野市①）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

- 避難元地区**
- ①生福地区
 - ②旭地区
 - ③中央地区
 - ④大原地区
 - ⑤照島地区
 - ⑥湊地区
 - ⑦上名地区(一部)※

※麓



【主な避難経路①(鹿児島市、指宿市)】
 (国道3号または県道37号)→国道270号→
 県道31号→県道27号→県道232号
 (→国道226号(鹿児島市方面)
 または→広域農道→県道28号(指宿市方面))

【主な避難経路②(鹿児島市、指宿市)】
 南九州自動車道(串木野IC~鹿児島IC)→
 指宿スカイライン(鹿児島IC~穎娃IC)
 (→県道232号→県道234号(鹿児島市方面)
 または→県道17号→県道28号(指宿市方面))

【主な避難経路③(鹿児島市、指宿市)】
 広域農道→県道35号→指宿スカイライン(中山IC~
 谷山IC)→県道219号→国道226号

避難先:鹿児島市
 <①生福地区>
 前之浜校区公民館 他7箇所

避難先:指宿市

- <②旭地区>
旧徳光小学校 他1箇所
- <③中央地区>
開聞総合体育館 他4箇所
- <④大原地区>
山川武道館 他6箇所
- <⑤照島地区>
北指宿中学校 他13箇所
- <⑥湊地区>
池田校区公民館 他5箇所
- <⑦上名地区(一部)>
指宿商業高等学校

【凡例】
 ●:避難退域時検査場所(候補地)

UPZから避難先施設までの主な経路 (いちき串木野市②)

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

- 避難元地区**
- ①羽島地区
 - ②荒川地区
 - ③野平地区
 - ④本浦地区
 - ⑤冠岳地区
 - ⑥上名地区(一部)※
 - ⑦湊町地区
 - ⑧川上地区
 - ⑨川南地区
 - ⑩川北地区



【主な避難経路②(南九州市、枕崎市)】
 南九州自動車道(串木野IC→鹿児島IC)→指宿スカイライン
 (鹿児島IC～川辺IC)→(国道225号(枕崎市方面)
 または→国道225号→県道19号(南九州市方面))

【主な避難経路①(南九州市、枕崎市)】
 国道3号→(国道270号(枕崎市方面)
 または国道270号→県道31号(南九州市方面))

【主な避難経路③(南九州市、枕崎市)】
 国道3号→国道270号→県道20号→県道19号→(南薩縦貫)→(国道225号(枕崎市方面)または→県道27号(南九州市方面))

【凡例】
 ●:避難退域時検査場所(候補地)

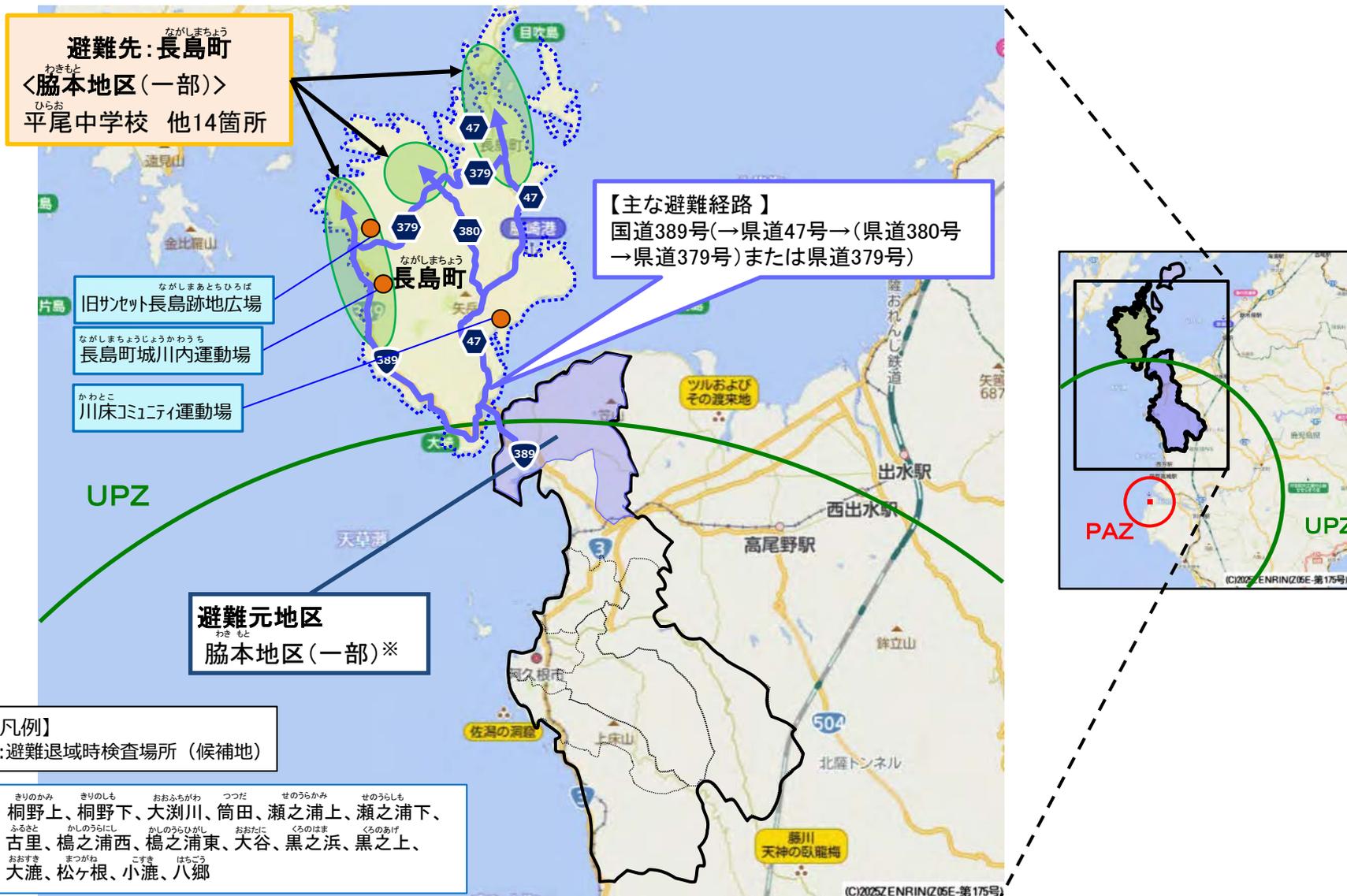
- 避難先:南九州市**
- <①羽島地区>
川辺保健センター 他3箇所
 - <②荒川地区>
勝目地区公民館
 - <③野平地区>
知覚小学校 他1箇所
 - <④本浦地区>
川辺文化会館 他2箇所
 - <⑤冠岳地区>
勝目小学校
 - <⑥上名地区(一部)>
九玉小学校 他2箇所
 - <⑦湊町地区>
粟ヶ窪小学校 他4箇所
 - <⑧川上地区>
川辺小学校
 - <⑨川南地区>
穎娃中学校 他3箇所
 - <⑩川北地区>
高田小学校 他4箇所

- 避難先:枕崎市**
- <④本浦地区>
枕崎中学校 他5箇所
 - <⑥上名地区(一部)>
枕崎小学校 他12箇所

※薩摩山、浅山、大園、浜ヶ城、河内、袴田、小園

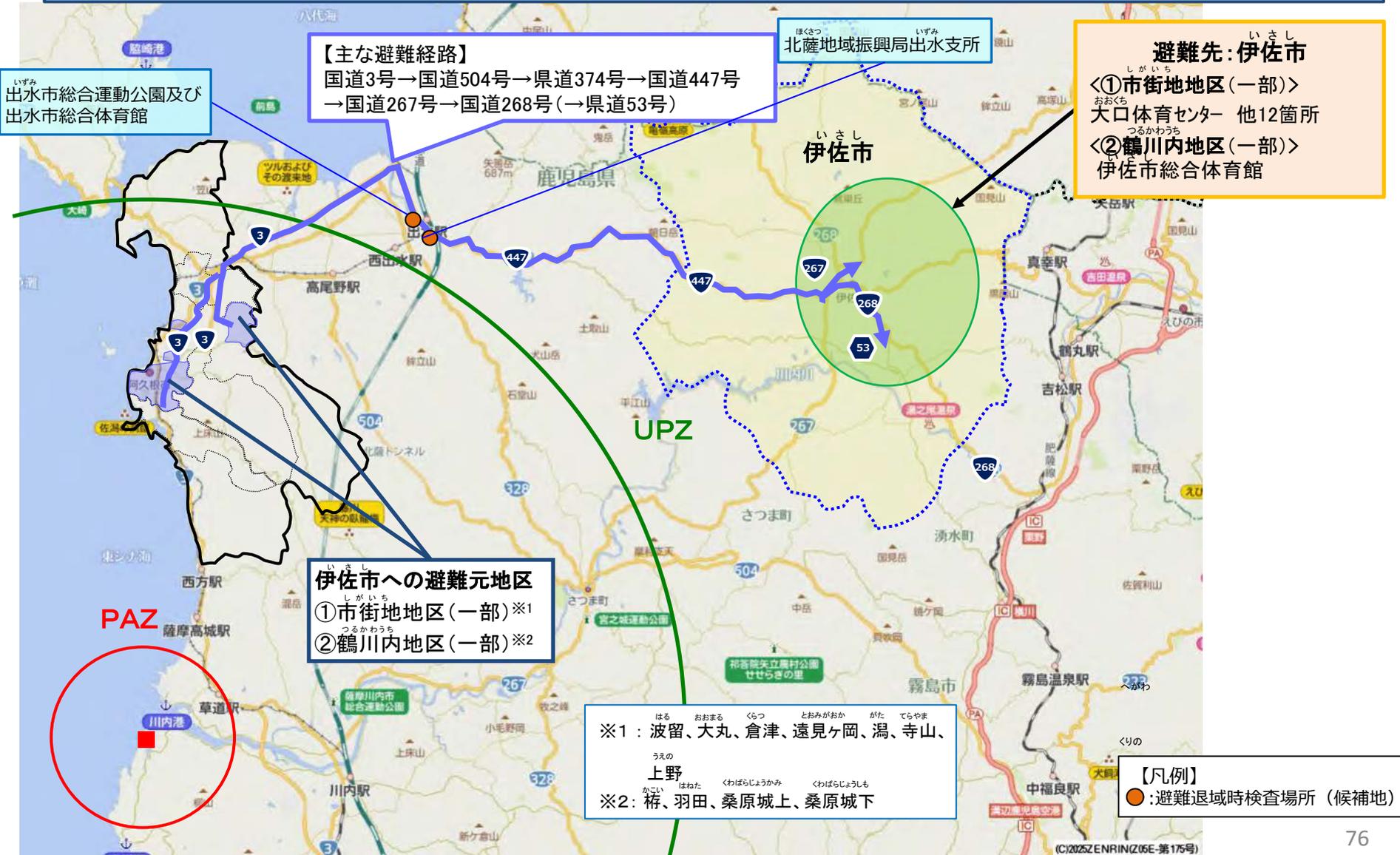
UPZから避難先施設までの主な経路（阿久根市①）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



UPZから避難先施設までの主な経路（阿久根市②）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



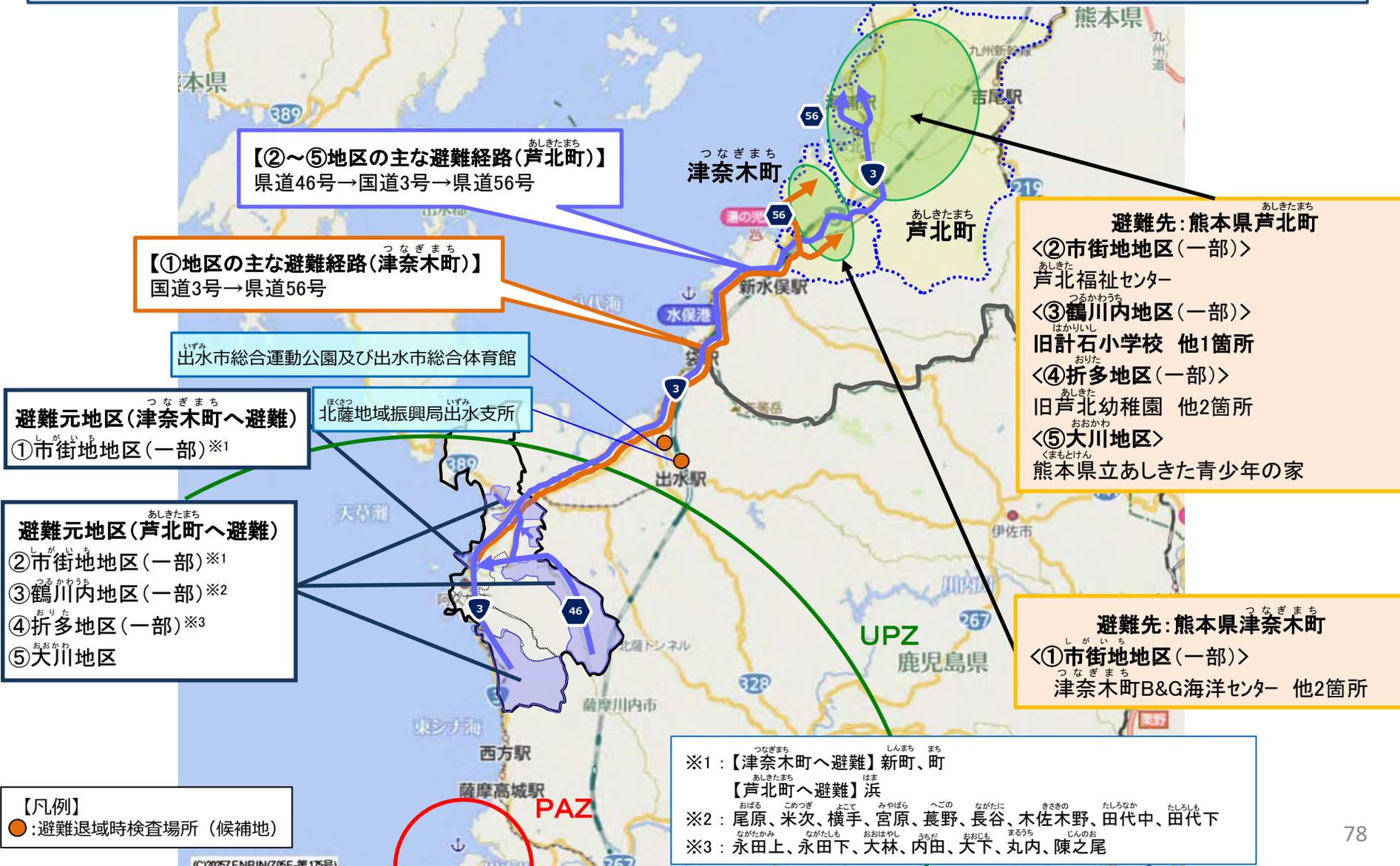
UPZから避難先施設までの主な経路（阿久根市③）^{あくねし}

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



UPZから避難先施設までの主な経路（阿久根市④）

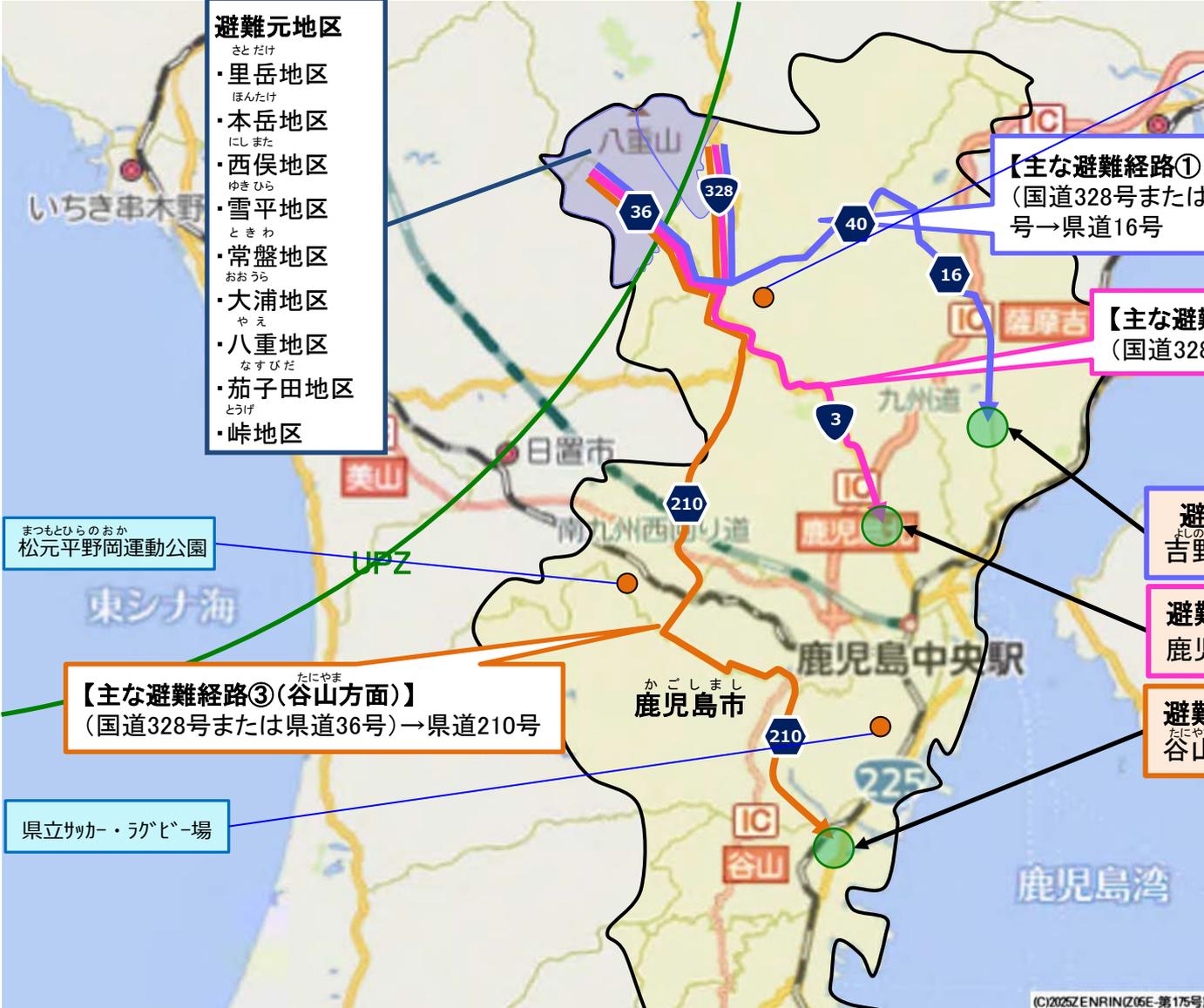
➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



UPZから避難先施設までの主な経路（鹿児島市）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

- 避難元地区**
- ・里岳地区
 - ・本岳地区
 - ・西俣地区
 - ・雪平地区
 - ・常盤地区
 - ・大浦地区
 - ・八重地区
 - ・茄子田地区
 - ・峠地区



【主な避難経路①(吉野方面)】
 (国道328号または県道36号)→県道40号→県道16号

【主な避難経路②(城西方面)】
 (国道328号または県道36号)→国道3号

【主な避難経路③(谷山方面)】
 (国道328号または県道36号)→県道210号

避難先候補①※:鹿児島市内
 吉野中学校 他2箇所

避難先候補②※:鹿児島市内
 鹿児島アリーナ

避難先候補③※:鹿児島市内
 谷山小学校 他2箇所

※避難先は、避難先候補のうち、道路状況等を考慮した上で選定する。

【凡例】
 ●:避難退域時検査場所（候補地）

UPZから避難先施設までの主な経路 (いずみし ①)

▶ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【②(一部)の主な避難経路】
(県道368号または県道374号→)国道3号

避難先: 出水市内
たかおの
＜①高尾野地区(一部)＞
NTTEビル 他2箇所
のだ
＜②野田地区(一部)＞
総合体育館 他14箇所

いずみ
出水市総合運動公園及び
出水市総合体育館

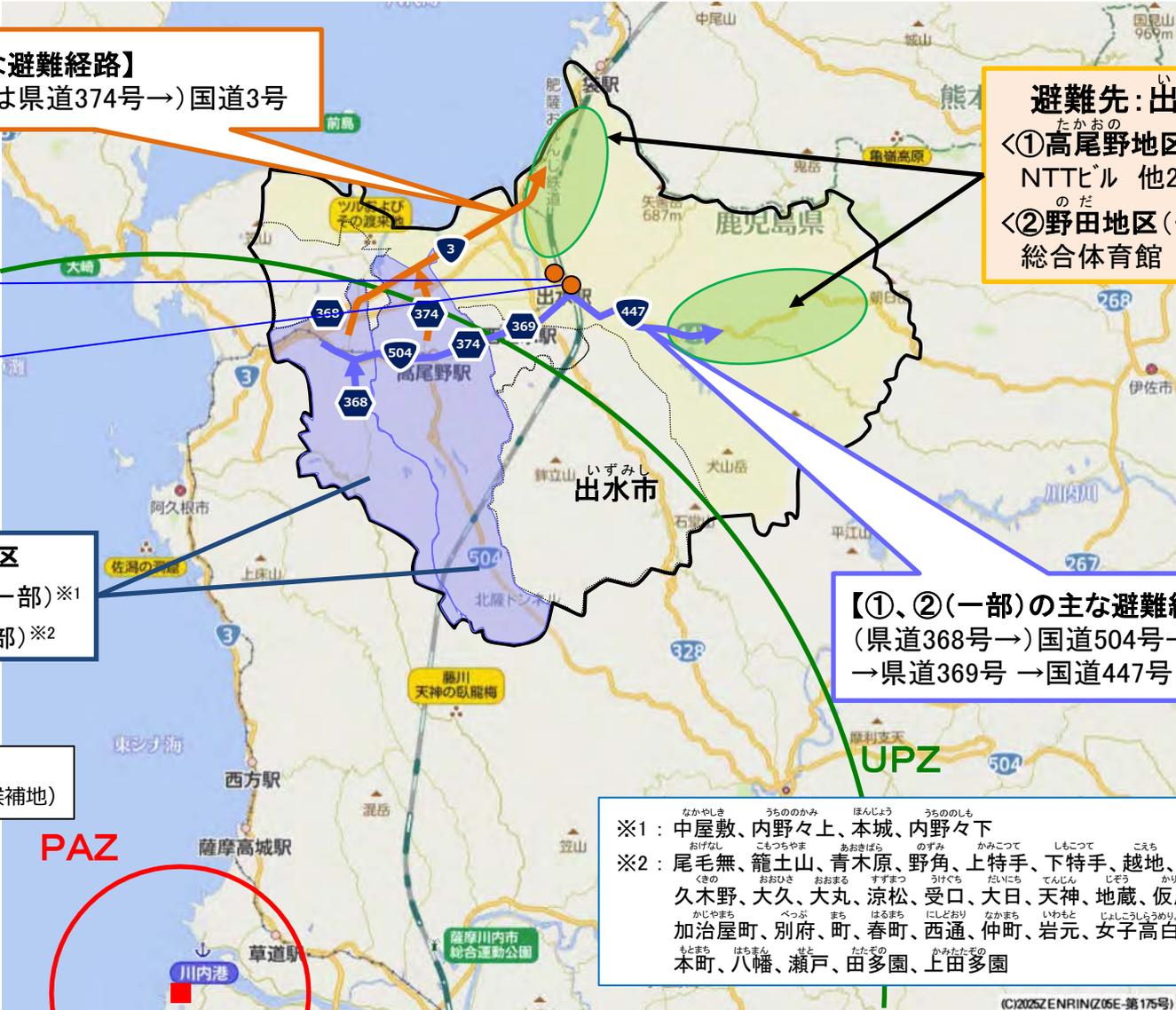
ほくさつ いずみ
北薩地域振興局出水支所

避難元地区
たかおの
①高尾野地区(一部)※1
のだ
②野田地区(一部)※2

【①、②(一部)の主な避難経路】
(県道368号→)国道504号→県道374号
→県道369号→国道447号

【凡例】
●:避難退域時検査場所(候補地)

※1: 中屋敷、内野々上、本城、内野々下
※2: 尾毛無、籠土山、青木原、野角、上特手、下特手、越地、川平、
久木野、大久、大丸、涼松、受口、大日、天神、地藏、仮屋、
加治屋町、別府、町、春町、西通、仲町、岩元、女子高白梅寮、
本町、八幡、瀬戸、田多園、上田多園



PAZ

UPZから避難先施設までの主な経路（出水市②）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【主な避難経路】

(県道374号または県道367号→
国道3号(→国道268号→県道15号)



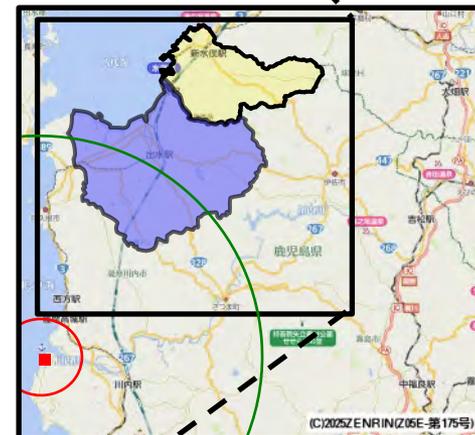
避難元地区

- ① 荘地区
- ② 高尾野地区(一部)※1
- ③ 下水流地区
- ④ 江内地区
- ⑤ 野田地区(一部)※2

※1：石坂、表上、昭和、鶴里、松ノ元、下高尾野上、
下高尾野下、唐笠木
※2：中郡、屋地、旭、上餅井、下餅井

避難先：熊本県水俣市

- ① 荘地区
第一小学校体育館 他2箇所
- ② 高尾野地区(一部)
旧第3中学校体育館 他4箇所
- ③ 下水流地区
袋小中学校体育館 他8箇所
- ④ 江内地区
第2中学校体育館 他11箇所
- ⑤ 野田地区(一部)
武道館 他2箇所



【凡例】

●：避難退域時検査場所（候補地）

UPZから避難先施設までの主な経路 (出水市③)

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【主な避難経路】
 県道374号→県道369号→(国道447号または(国道328号→国道504号))→国道267号→国道268号

避難元地区
 たかおの
 ・高尾野地区(一部)※

【凡例】
 ●:避難退域時検査場所(候補地)

いずみ
 出水市総合運動公園及び
 出水市総合体育館
 ほかさつ いずみ
 北薩地域振興局出水支所

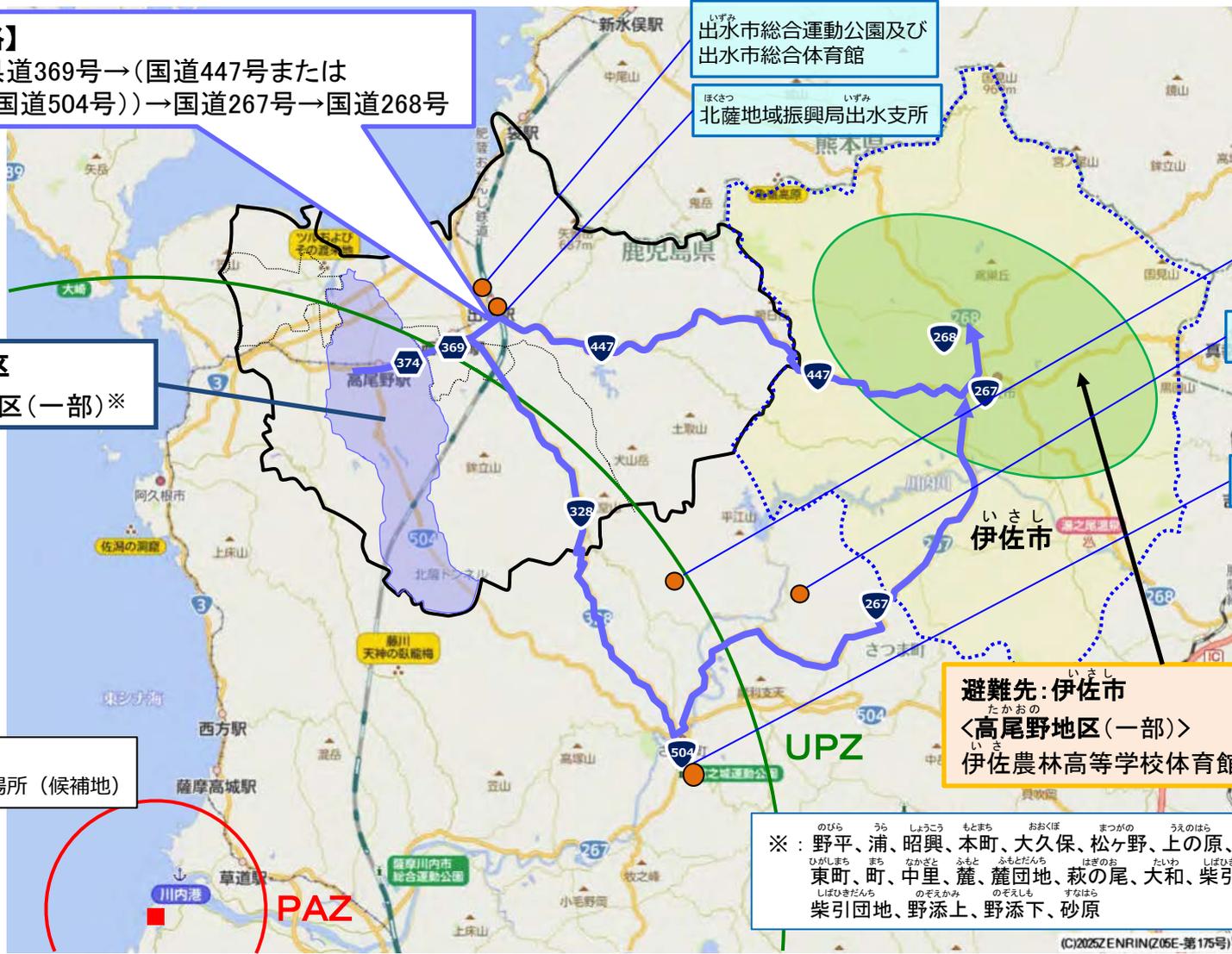
かしわぼる
 柏原グラウンド

さつま
 薩摩総合運動公園

みやのしよう
 宮之城総合運動公園

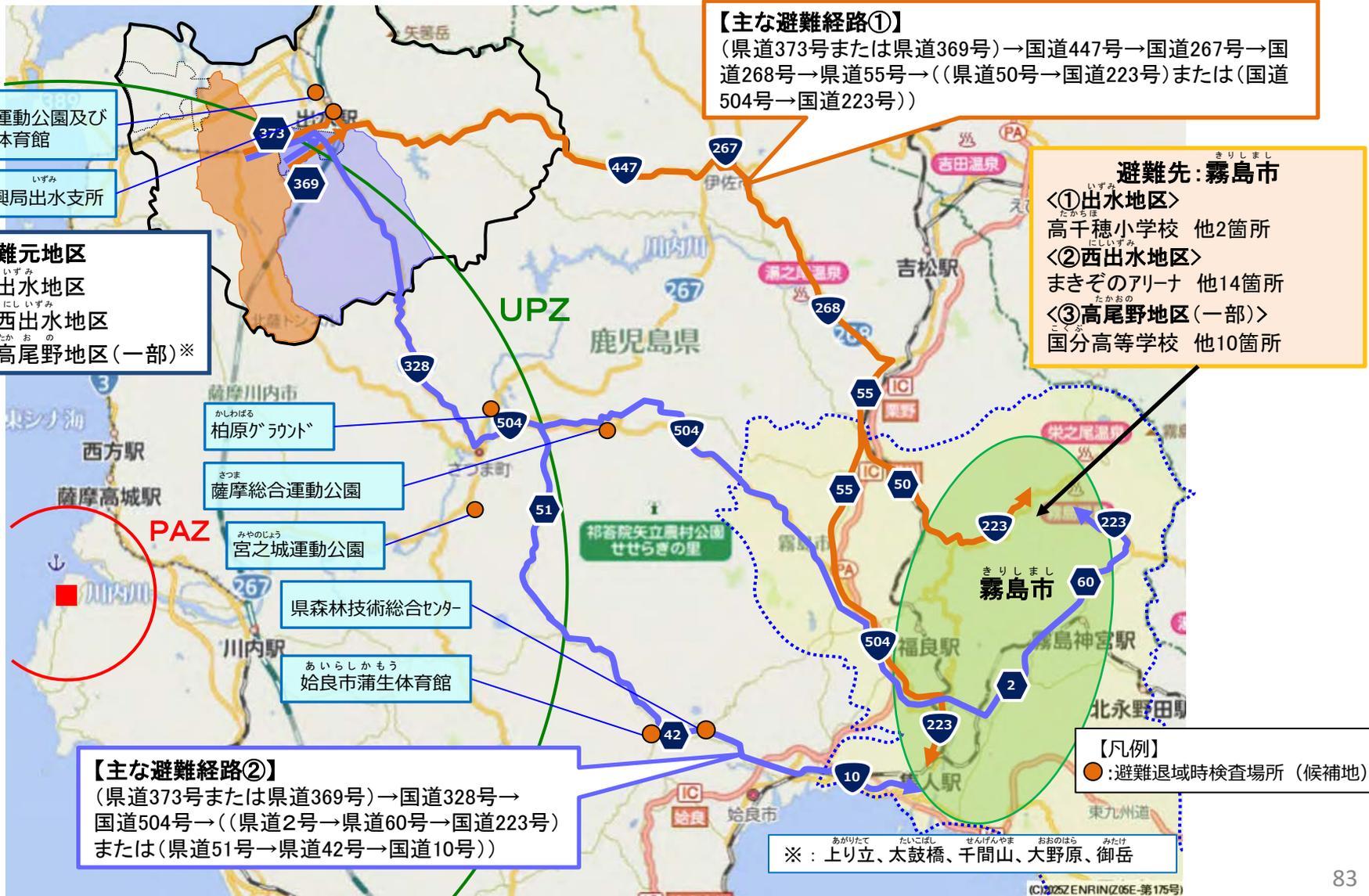
避難先:伊佐市
 たかおの
 <高尾野地区(一部)>
 いさし
 伊佐農林高等学校体育館 他27箇所

※:野平、浦、昭興、本町、大久保、松ヶ野、上の原、
 ひがしまち まち なかざと ふもと ふもとだんち ほぎのおん たいわ しほひき
 しほひきだんち のぞえかみ のぞえしも すなはら
 柴引団地、野添上、野添下、砂原



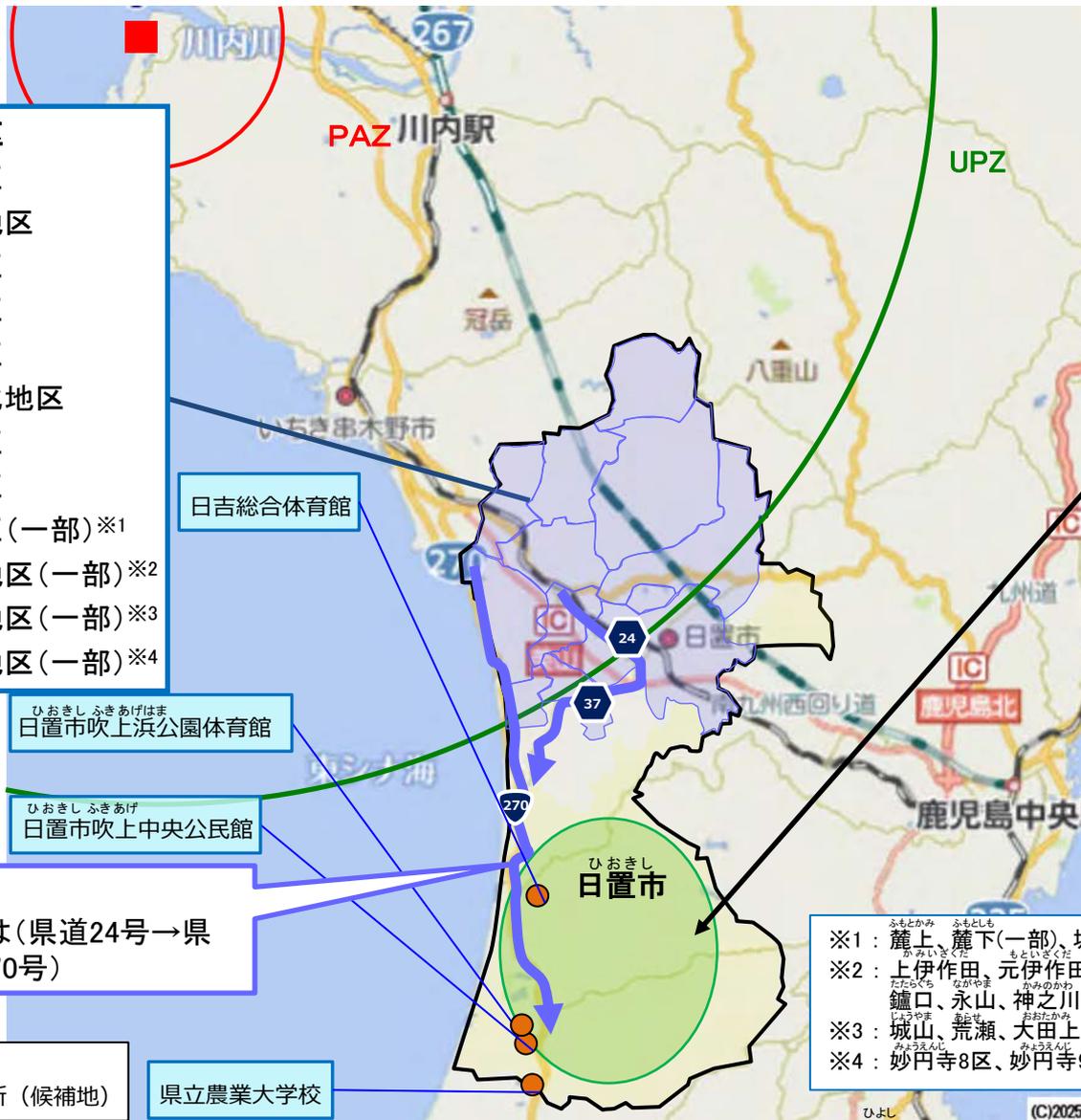
UPZから避難先施設までの主な経路（出水市④）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



UPZから避難先施設までの主な経路（日置市①）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



- 避難元地区**
- ①高山地区
 - ②上市来地区
 - ③美山地区
 - ④皆田地区
 - ⑤湯田地区
 - ⑥伊集院北地区
 - ⑦日新地区
 - ⑧住吉地区
 - ⑨鶴丸地区(一部)※1
 - ⑩伊作田地区(一部)※2
 - ⑪伊集院地区(一部)※3
 - ⑫妙円寺地区(一部)※4

- 避難先：日置市内**
- ＜①高山地区・②上市来地区＞
日吉総合体育館 他13箇所
 - ＜③美山地区＞
坂元公民館 他14箇所
 - ＜④皆田地区＞
吹上地区公民館 他3箇所
 - ＜⑤湯田地区＞
日吉老人福祉センター 他20箇所
 - ＜⑥伊集院北地区＞
上方限公民館 他17箇所
 - ＜⑦日新地区・⑧住吉地区＞
日置小学校体育館 他15箇所
 - ＜⑨鶴丸地区(一部)＞
小野浜公民館 他9箇所
 - ＜⑩伊作田地区(一部)＞
伊作地区公民館 他12箇所
 - ＜⑪伊集院地区(一部)＞
鹿児島城西高校(体育館) 他15箇所
 - ＜⑫妙円寺地区(一部)＞
伊集院小学校体育館 他2箇所

日吉総合体育館

ひ お き し ふ き あげ は ま
日置市吹上浜公園体育館

ひ お き し ふ き あげ
日置市吹上中央公民館

県立農業大学校

【主な避難経路】
国道270号または(県道24号→県道37号→国道270号)

【凡例】
●:避難退域時検査場所(候補地)

- ※1: 麓上、麓下(一部)、坂之上下
- ※2: 上伊作田、元伊作田、中伊作田、江口、平迫比良、赤崎、鐘口、永山、神之川、南神之川
- ※3: 城山、荒瀬、大田上、大田中、大田下、久木野々、寺脇
- ※4: 妙円寺8区、妙円寺9区

UPZから避難先施設までの主な経路 (日置市②)

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

- 避難元地区**
- ① 鶴丸地区(一部)※1
 - ② 伊作田地区(一部)※2
 - ③ 伊集院地区(一部)※3
 - ④ 妙円寺地区(一部)※4

ひよし 日吉総合体育館

ひおきし ふきあげはま 日置市吹上浜公園体育館

ひおきし ふきあげ 日置市吹上中央公民館

【凡例】
●:避難退域時検査場所(候補地)

【主な避難経路①】
(国道270号または(国道3号→県道24号→県道37号))→国道270号

避難先:南さつま市

<①鶴丸地区(一部)>
大坂地区体育館 他8箇所

<②伊作田地区(一部)>
旧大坂小学校

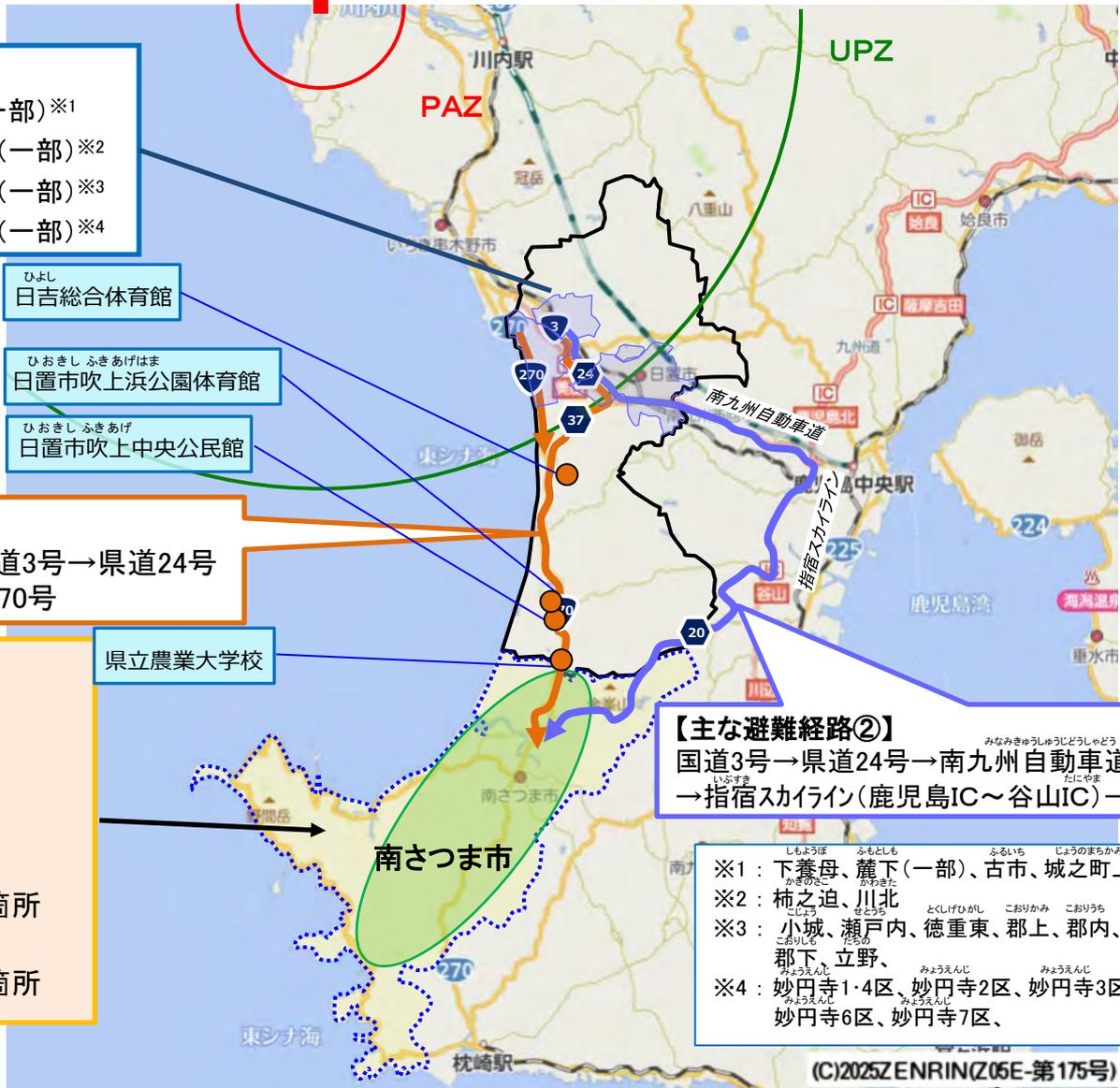
<③伊集院地区(一部)>
大笠中学校体育館 他15箇所

<④妙円寺地区(一部)>
金峰中学校体育館 他11箇所

県立農業大学校

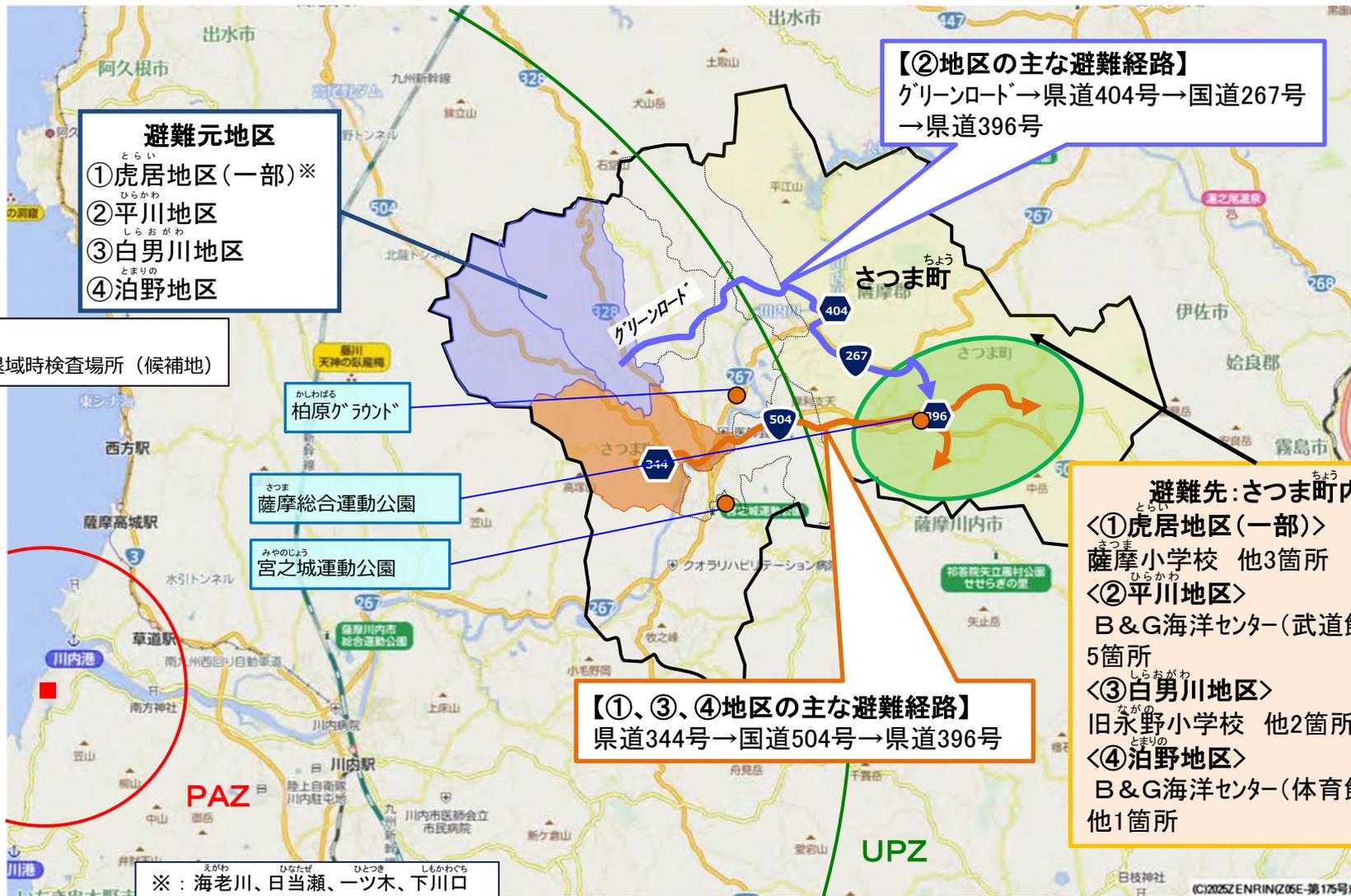
【主な避難経路②】
国道3号→県道24号→南九州自動車道(美山IC～鹿児島IC)→指宿スカイライン(鹿児島IC～谷山IC)→県道20号

- ※1: 下養母、麓下(一部)、古市、城之町上、城之町、杉之迫
- ※2: 柿之迫、川北
- ※3: 小城、瀬戸内、徳重東、郡上、郡内、宮脇、中福良、平古、郡下、立野、
- ※4: 妙円寺1・4区、妙円寺2区、妙円寺3区、妙円寺5区、妙円寺6区、妙円寺7区、



UPZから避難先施設までの主な経路（さつま町①）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



UPZから避難先施設までの主な経路（さつま町^{ちょう}②）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

避難元地区

- ①時吉地区
- ②柗野地区
- ③湯田地区
- ④佐志地区
- ⑤神子地区
- ⑥柏原地区
- ⑦紫尾地区

【①、②、⑤、⑦地区の主な避難経路】

(県道397号→国道267号→県道396号→国道504号→((県道50号→国道223号→県道60号)または(県道2号→県道60号))

【③、④、⑥地区の主な避難経路】

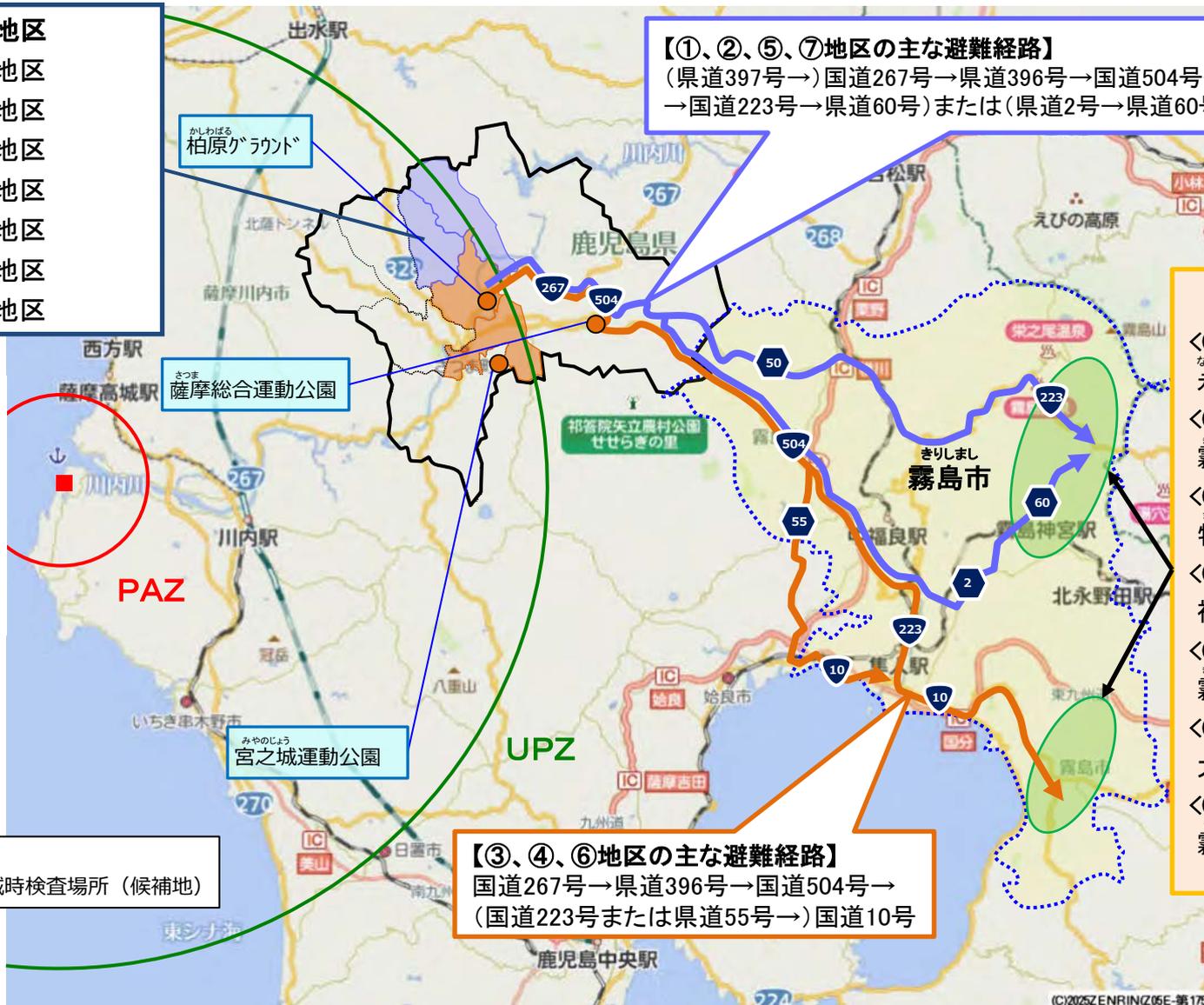
国道267号→県道396号→国道504号→(国道223号または県道55号→)国道10号

避難先:霧島市

- <①時吉地区>
ながみず 永水小学校 他2箇所
- <②柗野地区>
霧島緑の村
- <③湯田地区>
まきの原 牧之原小学校 他7箇所
- <④佐志地区>
ふくち 福地地区体育館 他6箇所
- <⑤神子地区>
霧島 霧島公民館
- <⑥柏原地区>
おおめぐり 大廻地区体育館 他15箇所
- <⑦紫尾地区>
霧島 霧島小学校 他3箇所

【凡例】

●:避難退域時検査場所（候補地）



UPZから避難先施設までの主な経路（さつま町③）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

避難元地区

- ① 宮之城屋地地区
- ② 虎居地区（一部）※1
- ③ 船木地区
- ④ 山崎地区
- ⑤ 久富木地区
- ⑥ 二渡地区



【主な避難経路③】
 国道504号→県道51号→県道42号
 →県道25号→県道16号

【主な避難経路①】
 国道328号→国道3号

【主な避難経路②】
 ((県道393号→県道51号)または(国道328号→県道395号
 →県道211号))→県道42号→県道25号→県道16号

- 避難先: 鹿児島市**
- <① 宮之城屋地地区>
 県総合体育センター-体育館
 他6箇所
 - <② 虎居地区(一部)>
 松陽高校体育館 他5箇所
 - <③ 船木地区>
 鹿児島東高校 他3箇所
 - <④ 山崎地区>
 明桜館高校体育館 他2箇所
 - <⑤ 久富木地区>
 花野小学校 他2箇所
 - <⑥ 二渡地区>
 明桜館高校体育館 他2箇所

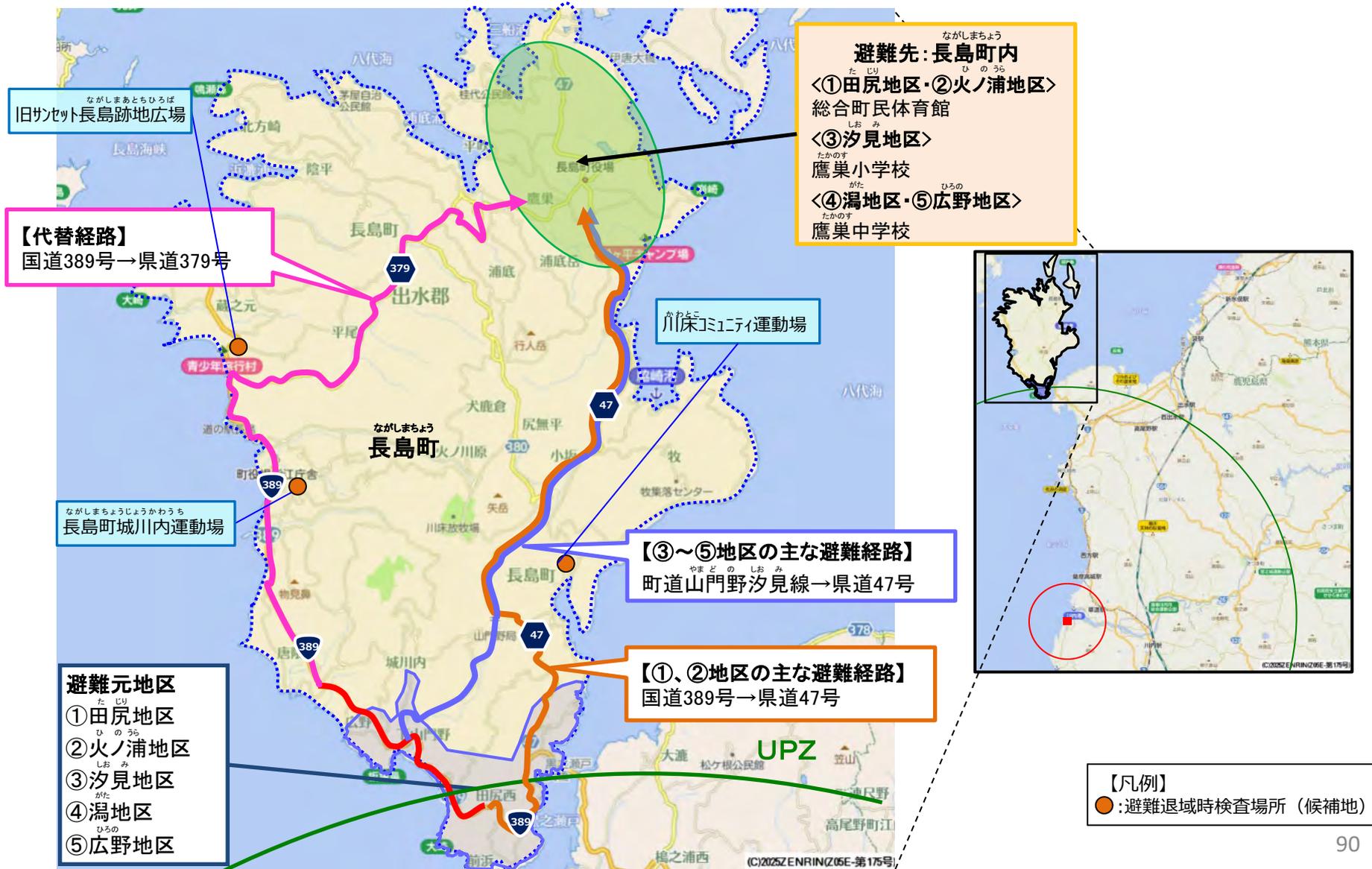
※1: 虎居町、東町、西町、轟原、虎居馬場、西手、
 上向、上向中、虎居大角、甫立

【凡例】
 ●: 避難退域時検査場所（候補地）

まつもとひらのおか
 松元平野岡運動公園

UPZから避難先施設までの主な経路（長島町）

➤ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



自然災害により道路等が通行不能になった場合の復旧策（自然災害対応）

- 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路等が、自然災害により使用できない場合は、鹿児島県及び薩摩川内市は、代替経路を設定するとともに、道路管理者等は応急復旧作業を実施。
- UPZの関係市町においても同様に、避難道路が自然災害により使用できない場合には、代替路線を設定するとともに、道路管理者等は応急復旧作業を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省九州地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧作業を行い、早期の道路交通の確保等に努める。



- 災害発生時には、県管理道路のパトロールを実施し、被害の状況等を鹿児島県災害対策本部に報告。
- 応急復旧作業は、鹿児島県災害対策本部の判断により実施。鹿児島県と県建設業協会など各協定締結団体で締結している「大規模災害時における応急対策に関する協定書」をもとに、各協定締結団体会員民間企業が応急復旧作業を実施。

※ 不測の事態により対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施